

令和7年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月11日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	花 村 定 行
環境経済課長	西 川 雪 秀
福祉子ども課長	赤 塚 暢 子
水道課長	後 藤 英 司
未来創造室長	田 上 智 也
企画DX課主幹	知 識 正 章
教育文化課主幹	朝 日 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第2号）

令和7年12月11日（木曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

2番 番議員。

○2番（番 有里君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

笠松町における交流人口増加に対しての取組について質問させていただきます。

アニメ番組「ウマ娘シンデレラグレイ」第2クールの放映以降、国内、海外を問わず町を観光で訪れる人の数、いわゆる交流人口が増え続けております。

海外への放映は主にNetflix、アマゾンプライムビデオ等のネット配信によるものですが、特に北米、ヨーロッパ地域では、ストーリー中の普遍的なテーマである努力と夢を通じて主人公のけなげでひたむきな姿に共感し、作品の質の高さと日本の競馬史にも興味を持つ人が多く、長期休暇を利用しては町を訪れているとのこと。もちろん、台湾、中国、韓国など近隣のアジア諸国のファンにとっても、聖地巡礼としての魅力に富んだ町として一定の評価を得ていることは、駅構内のふらっと笠松に常備してある5冊に及ぶ聖地巡礼ノートや持込みの推し活グッズの数の多さから見ても明らかなことです。

また、町を巻き込んだ取組が評価され、第16回ロケーションジャパン大賞の一般投票にノミネートされたこと、今年11月5日には、かつて笠松競馬を盛り上げた名馬ラブミーチャン号の銅像除幕式がオーナーであるDr. コパ氏御夫妻を招いて役場前で執り行われ、新たな聖地巡りスポットとして注目されつつあります。

笠松町及び町議会では、令和8年度の県当初予算に係る要望の一つに、交流人口の拡大に対する補助制度の創設を要望しており、さらなる交流人口の増加とにぎわい創出を目指した継続的なまちづくりの推進が地方創生につながるものと思っておりますが、まちの活性化への取組と今後の展開についてのお考えをお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 番議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

番議員さんの質問に対する答弁、交流人口の増加への取組についてお答えさせていただきたいと思います。

アニメ「ウマ娘シンデレラグレイ」の国内外での人気を背景としまして、笠松競馬場をはじめ笠松町を訪れる方、すなわち交流人口が着実に増加していることは、私も大変喜ばしく受け止めております。

議員のおっしゃった聖地巡礼ノートが5冊目に突入したことに加え、町内店舗での購入特典として配布したトレーディングカードは間もなく3万枚の配布を終了し、町内経済に絶大な効果をもたらしていることはもちろん、アニメ制作会社からも笠松町のポテンシャルに驚きの声をいただいております。

第16回ロケーションジャパン大賞につきましては、全国のロケ地情報などを掲載する雑誌「ロケーションジャパン」が主催しており、この1年に放送された映像作品の中から、最も地域を沸かせ、人を動かした作品と地域に贈られる賞であります。数々の話題作が並ぶ中、笠松町での取組が評価されノミネートされたことも大変名誉なことであり、大賞受賞に向けて町民の皆様やアニメファンに投票の呼びかけを実施しているところであります。こうした状況は、改めて笠松町が競馬のまちとして広く認知され、笠松競馬の歴史や魅力を改めて町内外に発信できる契機でもあります。

先日、Dr. コパ氏の寄贈により名馬ラブミーチャンの銅像が役場敷地内に建立され、新たな回遊スポットとして注目されていることも当町の競馬文化を象徴する出来事でありまして、歴史未来館では年末より開催されるうま年の特別企画「午・馬・ウマ展」では、競馬場や関係者からお預かりした貴重な愛用品や写真を展示して、全国の競馬ファンに向けた競馬のまち笠松をタイミングよくアピールできるものと考えております。

このような動きを一過性のものとはせず、地域のにぎわいと持続的なまちづくりに結びつけていくことが町の役割であると認識しております。

現在、立案していますアニメ「ウマ娘シンデレラグレイ」との新たなコラボ企画によって、第1弾を超えるにぎわい創出を図ってまいるとともに、県と連携したPRの取組も一層進めたいと考えております。

加えて、今年度町内外より本当に多くの訪問があったふらっと笠松では、この12月より要望の多かったキャッシュレス対応とともに、来年度、国の交付金などを活用して施設の改修や増床を予定しております。このリニューアルにより笠松競馬場とのさらなる連携を深め、海外よりのお客様へ向けた外国語表示や物販内容の強化、聖地巡礼として訪れるファンが活動しやすい設備の設置など、まちの玄関口として充実を図ってまいりたいと考えております。

笠松町では、今後も競馬によるまちづくりを中心に据え、国内外の方々が何度でも足を運びたくなり、そしてそれに伴う交流人口の増加により地域経済の活性化につながっていくまちづ

くりの実現を目指してまいります。

以上で答弁を終わります。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 町長に丁寧な御答弁をありがとうございます。

こちらでも、ふらっと笠松等でやはり非常に聖地巡礼ノートですとか、そういったトレーディングカードが好評を博しまして国内外から非常にお客様が増えていることと、あとやはりファンとして集まってきてくださる方も非常に覚えてたの英語で本当に一生懸命説明をして回ったり、いろいろお互い交流をしようと思うとずっと考えていたりとか、そういったことをお話を聞くと、やっぱり非常に並々ならぬ熱意というか熱心さというものを感しましたので、これからもやはりそういった動きを止めないように私からもお願いしたいと思います。

私もちょっと調べてみた身近な事例として、やっぱりアニメに特化したまちおこしというのが成功している例として、やはり滋賀県の「けいおん！」の聖地の滋賀県大津市ですとか、あと「君の名は。」の飛騨市のほうですね、そういったところの事例が考えられると思いますので、それらの事例というのはやはりファンと町の商店街ですとか、そういった行政のほうは非常に一緒になってどんどん盛り上げていくその熱意を、やはり制作側、例えばウマ娘ですとCygamesさんのほうです。そういった方に伝わることによって、やはりまたその次も優れた作品が出てくる、それがまたまちおこしにつながるという事例になっていると思いますので、そういった動きも非常に大切にしていっていただきたいなと思っております。

そこで、ふらっと笠松は今度増床でちょっと改築をされるというふうに聞いておりますけれども、そちらのほうの差し障りない範囲で結構ですので、こういった改装になるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） 私のほうから、ふらっと笠松のリニューアルはどのようなかという御質問に対して、答弁のほうをさせていただきます。

ふらっと笠松の機能拡充につきましては、現在交付金の担当所管であります内閣府、そちらと事前相談を進めながら詳細な内容について検討をしている段階でございます。

主な内容としましては、1つ、競馬ファンに向けた物販エリアの拡充、2つ目、サイネージ等を活用しました町の観光情報や競馬場の情報発信、3つ目としまして競馬のまちをアピールする装飾、4つ目、海外からのお客様をお迎えできる案内サインの設置、5つ目としまして、ファンの皆様が交流できる休息エリア等を予定しているところでございます。こちらにつきましては、令和8年度事業での実施のほうを予定しておりますので、細部につきましては、また新年度予算の際に御説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

す。

[2 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 山内部長、御答弁ありがとうございます。

今後やはりふらっと笠松におきましては、やはり駅の中であるということと、笠松駅自体が大半がもうシャッターが閉まって利用されない状態であるということも考えましても、このままではやはりいけないという意見も多数ありまして、ぜひそういった拡充を今後とも続けていただきたいと思います。

それから、ラブミーチャンの銅像を寄贈していただいたDr. コパ先生とかも、この笠松はやはり競馬で盛り上がる町だということをおっしゃっておられますし、やはり今まででしたらこの笠松にも商業施設ですとか、例えば工場を呼ぶということが、それが町の活性化であるというふうに考えられてきた時代もありましたが、もちろん今でもそれを否定するわけではありません。でも、やはりこれからというのは国内外のお客様が盛り上げてくださる、その熱意を町民が買って、それをさらによい方向に導いていくというのがこれからのスタイルだと思いますので、そうですね、コパ先生の言葉をお借りするなら、やはりお金がないと言っちゃいけない。金運は運の王様であるとともに自分たちが呼び込む姿勢がないと、やはり金運は寄ってこないものだというふうに度々おっしゃっておりました。そういったことから、町全体がそうだとすると語弊になるかもしれないですけども、お金がないからできないんだとか、お金がないから諦めているんだということが、ちょっとそういった風潮はこの頃多く見受けられると思いますので、そういったことにならないように、これからもラブミーチャンもそうですけども、笠松町の売りというのをどんどん出していって、それをまちおこしにつなげていってはどうかなと思っております。その点はいかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

財政は非常に厳しいですけど、ただ、それができない理由を、いつも職員に言っているんですが、できない理由を上げる前にできる方法を見つけると。やはりこれからの自治体というのは、特に我々首長や執行部というのは、公務員であると同時にやっぱり経営者的な発想、稼ぐ町、自治体を目指していかなければいけないというふうには考えておりますし、いろんな方策を打てることは全てやっていこうと。今先ほど番議員もおっしゃられたように、やはり競馬のまちとして、笠松競馬場も今非常に売上げのほうも昨年度485億、今年はちょっと馬場の改修で開催日数が減っているんですが、1日当たりも前年度並みをクリアできそうだというようなお話も聞いておりますし、入場者数もこの春に江崎知事の英断で無料にしたところ、若干ではありますが増えています。特に競馬場の今お客さんを見ていると、若い人や家族連れが非常に

増えてきて、往年のファンに言わせると大分雰囲気が変わっちゃったねと、そういった声も、ある意味新しいお客さんが増えて、競馬がギャンブルというよりも文化として定着しつつあると、その追い風をどうやって生かしていくか。

アニメ、いずれにしても原作のほうは今年で終わりますし、アニメもあと半年、3クールぐらいで終わるかもしれませんが、持続可能なやはりこういったものをするためにも、競馬場とリンクしながら様々な一緒になって相乗効果を目指していく。そういった施策を打ち出すことによって交流人口を増加し、それによって経済効果を生み出すとともに、ひいては笠松を気に入ってもらって住んでもらったり働いてもらう、そういった地域を目指していくというのが最終的な目的ではないかということで、そのためには今取り上げられたウマ娘もそうなんです、いろんな町の魅力をどんどん発信して、そしてそれを地についたものにするためにも、商工会はじめ民間の皆さんとも連携しながら、あるいはそういった人たちが逆に前面に出して、行政がサポートに回るぐらいの官民一体の取組というのを来年度も積極的に進めてまいりたいと思いますので、引き続き御支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 答弁ありがとうございます。

そうですね、もう厩舎移転も始まっておりますし、やはり今度厩舎移転が終わりますと、今度競馬場自体をじゃあどんなイメージの施設に変えるのということが、私たちも町民の方から話を聞いていると非常に気になっているということで御意見をいただいております。

といいますのは、やはり今の状態であると、昔ながらに馬券を買いに行くというイメージがどうしても離れておりませんで、やはりそうであるならば、今はもう9割5分ぐらいがネット販売になっております。ですので、例えば競馬場に行くだけの魅力といいますか、例えば馬の生き生きとした姿を間近に見られるとか、ちょっとお昼に美味しいお弁当とか、ちょっとおいしいパンがあるとか、そういったものを買いに行きがてら、じゃあ馬の姿を見に行こうとか。いろいろJRAのレースとかも考えますと様々な方法というのが考えられると思うんですけども、やはりそういった魅力のある町というふうにイメージチェンジといいますか、そういったことが必要であるでしょうと私たちもお答えしているんですけども、それにも増してやはりこの名古屋圏から非常に近いことと、将来的にはやはりリニアが通ったり、知事のおっしゃるLRTが近くを通ったり、そういうことを考えますと、もっと笠松自体をこんな便利で住みやすい町なんですよということでアピールしないといけないと思うんですね。ですから、これからのウマ娘をまず呼び水にして魅力をどんどん発信していただけるといいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） では、一般質問を続けます。

1番 伊神和弘議員。

○1番（伊神和弘君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は人口減少対策について、小・中学校教育の現状についての2点について質問をいたします。

10月21日から23日にかけてこの笠松町議会で行政視察を行い、鹿児島県南九州市、姶良市、そして宮崎県都城市を訪問いたしました。その中で私が最も勉強になったのは、都城市の人口減少対策でした。この都城市では人口の増減について、自然増、出生数に関わる自然増、自然減、これは死亡数に関わるもの、そして社会増、これは移住等による転入に関わるもの、そして社会減、逆に転出をしていってということに関わるものの4つに区分し、それぞれに対して施策を展開されております。特に社会増に関する施策に力点を置き、大胆な移住支援による移住者の増加に取り組み、令和5年度には約3,700人、令和6年度には約2,300人の移住者を生み出し、これまで続いた人口減少を抑制するとともに、令和6年度当初には大幅な人口増となっております。

なぜ市町の人口減少が大きな問題になるかといいますと、税収等の自主財源の減少もさることながら、市町の活力が失われ、経済面、文化面、さらには住民サービスも低下し、そして衰退していくことが懸念されるからです。

さて、笠松町を見てもみますと、令和2年、2020年の人口は約2万2,750人でしたが、5年が経過した令和7年4月1日現在では2万1,844人となっております。令和3年からスタートした笠松町第6次総合計画では、令和12年度、2030年度の将来人口を2万2,000人とし、様々な方向からアプローチし人口減少を抑制する施策等を行ってきていると思われませんが、既に目標人口を下回っている現状です。

そこで、町長にお尋ねいたします。

第6次総合計画前半の5年を終えようとしている現在、人口減少対策に対してどのような評価をされているのでしょうか。また、残り5年の展望と来年度の予算編成に向けての何か考えておられる施策等がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

次に、小・中学校教育についてですが、まず今、1つ目の質問の人口減少対策における移住促進において、子どもの教育という観点はとても大きなウエートを占めているとお聞きしました。私は、教育のまち笠松の実現を願っているところですが、施設等に関するハード面については前回の一般質問にていろいろ提案をさせていただきましたので、今回は教育内容等のソフト面についてお聞きいたします。

昨今、私たちを取り巻く社会の変化は目まぐるしく、それに対応すべく教育改革も急速に進

めていかななくてはならない状況です。そこで、教育長に笠松町の小・中学校教育の現状について3点お尋ねいたします。

1つ目、今年度も4月に学力学習状況調査が実施されましたが、その結果及び結果分析を踏まえて、現在重点的に取り組んでいることはどのようなことでしょうか。

2つ目、10月に新しいICT機器が小・中学校の児童・生徒、そして教職員にも導入されたとお聞きしましたが、およそ2か月が経過した現在どのような活用状況でしょうか。今後期待する学力向上との関わりについては、どのようにお考えでしょうか。

3つ目、中学校の生徒数の減少や競技等が多様化する中、教員の働き方改革もあり、部活動の地域移行が各地で進められています。羽島郡、特に笠松町においても地域移行を進めていると聞いていますが、どのような状況でしょうか。

以上、御回答をよろしく願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 伊神議員さんの御質問、人口減少対策についてお答え申し上げます。

人口減少が自治体に及ぼす課題は、議員が御指摘のように税収減や社会保障費の増加といった財政の悪化や労働力不足による地域経済の停滞、医療・介護や公共交通、教育機関の統廃合といった生活・行政サービスの縮小、インフラの老朽化や維持の困難、コミュニティー機能の低下など多方面に及んでおり、生活利便性の低下はさらなる人口流出を招き、その負の連鎖は深刻であると認識しています。

総合計画における人口ビジョンは、全国で人口減少、少子高齢化が進む中、地方自治体の持続可能性を確保し、将来にわたって町の活力を維持し続けるため現状を分析し、将来の人口の姿、目標を明確にして住民と共有し、それに応じた施策を総合計画に落とし込む上で不可欠なものであります。

笠松町第6次総合計画の人口ビジョンの設定に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研による人口推計では大きく減少すると見込まれている中、計画に掲げる様々な施策を展開することにより策定当時の年代構成割合を維持し、人口減少のスピードを緩やかにしていくことを目標として、令和12年度、2030年の将来人口を2万2,000人と掲げております。

令和3年、2021年より始まりました第6次総合計画ですが、その間にコロナ禍が明け、大きく社会変容いたしました。全国出生数はマイナス5%を超える急減傾向が続いており、2024年の出生数は68万人となり、統計以来初めて70万人を割り込み、国の想定より15年も早いペースで少子化が進行している中、当町の令和7年国勢調査の人口は、これは速報値ではありますが、概算で2万1,820人前後の見込みとなりました。こちらも将来人口を下回っている状況ではあ

りますが、総合計画に掲げた多種多様な事業展開を進めたことにより、平成27年から令和2年の国勢調査人口は2万2,750人から2万2,208人とマイナス542人に対し、令和2年から令和7年人口では2万2,208人から2万1,820人、マイナス388人と減少幅は小さくなっており、これまでの取組による一定の効果は表れているのではないかと考えております。

こうした中、笠松町では、都城市のような多額の移住支援金や子育てサービスの無償化など、導入時のインパクトがある反面、事業継続に多額の費用が生じる直接給付施策は展開せず、笠松町が持つポテンシャルを生かしたまちづくりを継続し、町民の誇り、郷土愛を育み、笠松ブランドの向上を図ることで、長期的には定住促進や地域経済の発展につながっていくものと考えております。今後5年間の取組においても、笠松に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただけるまちづくりを進めてまいります。

また、新年度の予算編成に当たっては、子育て支援をはじめ、医療、福祉、教育など多角的に事業を展開し、質のよい生活、環境、行政を提供することで定住人口の増加を図っていくとともに、現在、国が制度設計を行っておりますふるさと住民登録制度を積極的に活用し、地域活性化を実現するための関係人口、交流人口の増加を図り、笠松町とのつながりを深めていく中で、最終的に移住・定住に結びつけばと考えているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 伊神議員さんから小・中学校教育の現状についてということで、大きく3点の御質問をいただきました。

初めに、その1番目の御質問で、今年度の学力学習状況調査の結果及びそれを踏まえた重点的取組についてお答えをいたします。

初めに、今年度の学力学習状況調査の学力の点からでございますけれども、その結果から言えることは、小学校においては全国と比較するとほぼ同等、県と比較すると若干高めというような定着度でございます。中学校で申し上げますと、全国及び県と比較しますと、これは高い定着度でございます。特に数学の伸びが大きいです。また、同じ集団と申しますか、結局小学校6年生と中学3年生でやっておりますので、その集団の経年変化を見たときに、特に国語はそう変わりませんが、数学の伸びがかなりあるというような状況でございます。

次に、子どもたちの質問紙から分かることでございますけれども、全体的に言えることは、仲間に対する安心感、あるいははじめ等に立ち向かうなど正義を通そうとする意識というものが育ってきているのかな、そんなことを感じます。

小学校では新しいタブレットを使った学びが浸透しつつあること、そして先生方の価値づけを基に安心して学習が進められている。中学校では困ったときに相談できる体制が築かれつつあることや、地域のつながりが育ちつつあるということが非常に大きいと思います。これが学

習にも大きく影響しているというふうに捉えております。

特に、地域とのつながりを密にし、さらなる活性化を図るために、今後のことですけれども、ぜひ地域の方のうれしかったであるとか、助かった、ありがとうというような言葉を子どもたちに数多く返していただきたいということを、この場を借りてお願いを申し上げたいと思います。

一方で、仲間と交流する学習に対して楽しさを感じている児童・生徒が若干少ないということ、話合いの中で考えを深めたり、新たに気づいたり、合意形成を図ったりすることの実感というものを味わえている児童・生徒が少ないと、そういったところに課題があります。このことは、まさに今日的な教育課題である主体的・対話的で深い学びで求められているところでございます。

そのために羽島郡二町教育委員会といたしましては、教員が大切にする授業マニフェストというのを作成しておりますけれども、一昨年度改定をして、大きく4つございますが、そのうちの2番目に子ども同士で考えを深め合う場をつくりますと、そうしたものの改定をいたしまして、意図的、計画的に話し合う場を設定し、主体的・対話的で深い学びを実感できるよう働きかけているところでございます。教師としてはファシリテーター的な資質といたしますか、そうしたものも求めておるところでございます。

また、それぞれの学校におきましても課題を持って取り組んでおりますが、昨日下午羽栗小学校の公表会もございましたけれども、例えば下羽栗小学校でいいますと、小学校の少人数による協同学習を位置づけた授業づくりというテーマを持って取り組んでおりますし、羽島郡二町教育委員会の方針と学校が主体的に進めている研究内容を併せまして、学校訪問を通じて指導・助言を行っているところでございます。

特に、先生方に対して私どもがお願いといたしますか、指導・助言をしているところでございますけれども、指導する子どもたちとの関わりであるとか、あるいは仲間同士の人間関係を基盤とした教育を進めていくこと、これが1点目です。2点目は、先生方が授業に夢中になり熱くなれるように、ぜひその教材にほれ込む、そして自信を持って授業ができる、特に教材研究の大切さについて説いているところでございます。今日、働き方改革が進められておりますけれども、こうしたことが児童・生徒のため、教師自身のためになるというふうに考えております。

続きまして、2番目の御質問、新しいICT機器導入と学力についてお答えをいたします。

10月の後期から新しいタブレットが導入をされました。全ての学校を訪問し、以前よりもタブレットを活用した授業が多く展開されているということを感じております。

具体例ですけれども、例えばロイノートというアプリがございますけれども、そうしたものを使って意見交流をしたり、あるいはプレゼンテーションをしたり、授業の始めや終わりに

短い時間ではございますが、ミライシードのドリルパークというのを使って定着を促したり、あるいは理科の実験では得られたデータを表計算ソフトにまとめてグラフ化し、Teams というもので集約するといったような学習に要はツールとして活用する、そうした場が多く見られるようになってきました。また、調べ学習においては、従来のインターネットの検索とともにAIの検索であるとか、AIとの対話を活用している生徒も少しずつ出てまいりました。

児童・生徒の学力と特に定着という点では、新しいタブレットの導入に伴ってAIドリルの活用に変化が出てきております。今年度4月より導入されましたAIドリル、ドリルパークは児童・生徒の学びに大きく浸透していると感じています。このドリルのよさについては、解いたらすぐに採点がされること、間違った問題に対して解き直しを促す機能があることであるとか、ここのところが大きいと思いますが、自分の該当学年の学びだけではなくて、先にもっと学びたいと思えば先の学年のこと、そしてここが分かっていないなというふうに思えば遡って元に戻って、極論を言えば小学校1年生まで戻って学習ができる、そうした教材がございます。

これまでの児童・生徒のドリル学習について、これは私どものデータで把握をできますので、どのような状況があったかということでございますけれども、導入前を1期、導入後を2期といたしますと、笠松町の児童・生徒が解いた問題数ですけど、解いた問題数が2.6倍、そして解き直した問題数は4.9倍に増加をしております。また、第2期の傾向といたしましては、これは7週間のデータですけれども、傾向といたしましては、4年生以上で多くの問題にチャレンジしていることが分かります。また、解き直しについては学年が進むにつれて学び直しを行っていることがうかがえます。これらの変化については、第2期のタブレットアプリの導入によって学習習慣の定着につながる効果が出ているものというふうに捉えております。

また、教職員は、これら一人一人の児童・生徒の取組を、カルテとして集約しているため、いつでもその頑張りを価値づけたり、励ましたりすることができる環境にあります。このことは今年度全ての学校訪問で全職員に対して、私のほうからも何度も説明をして活用促進に努めてまいりました。

確かに、このAIドリルが基礎学力や応用力をつける全てではございませんが、多くの問題に挑戦することや自分の学びに足りないものを補充する、問題を解く児童・生徒が学年が進むにつれて増えていることが今後の学力向上に影響を与えていくものというふうに感じております。

また、アナログでしかできない学習もあります。音読や読書、文字を丁寧に書くこと、体を使い五感で感じること、指先で操作すること、自然と触れ合うこと、科学的な実験をすることなどを組み合わせ、ハイブリッドな学びこそ学び続け、学んだことからさらにその先を探求する力を育成することにつながっていくというふうに考えております。ハイブリッドというところを大事にしたいなと、そういうところを思っています。

続いて、3番目の御質問、部活動の地域移行についてお答えをいたします。

部活動の地域移行の背景でございますけれども、少子化傾向により学校で単独チームを組めない種目が出てきていること、部活動において生徒たちのニーズに沿う種目がなく民間クラブに加入する生徒も増えていること、これまでの部活動が教職員の善意で運営されていた側面もあり、負担を感じていた職員も存在をしていたことなどがございます。

部活動の地域移行は、令和7年末までが改革推進期間でございました。令和8年からは改革実施期間として国のほうも地域展開という言葉を使っております。こうした時代の変化の中で、昨年度から有識者を交えた部活動検討委員会での検討を重ね、令和8年度から羽島郡地域クラブを立ち上げることといたしました。興味・関心のある各種スポーツ、文化・芸能の活動を通して学び自身を高めること、そして地域の指導者や保護者を含む多くの方から生き方を学ぶことと人格の形成、そこに理念を置いております。

そして、3つの重点、1つ目は、中学校部活動の役割を引き継ぐスポーツ、文化・芸術活動の機会を確保すること、2つ目、生涯学習の視点を重視し、満足感や達成感を味わう活動とすること、3つ目、多世代との交流ができ、地域コミュニティーとしての役割を持って地域社会の活性化を図ること、これらを重点として運営を進めてまいります。

進捗状況といたしましては、令和7年10月15日に笠松町中央交流センターにおいて羽島郡地域クラブの総会を開催し、理念、重点、運営組織、団体、規約、令和8年度の予算、ロードマップ等の説明を行い、承認をいただきました。

現在両町で31の部活動がございますが、これまで種目ごとの相談会を実施し、羽島郡地域クラブへの登録方法の説明とともに、各種目における課題や不安に思われること等をお聞きしております。例えば文化系部活動の活動場所や校舎のセキュリティーに関する問題、グラウンド、体育館の使用、調整はどのようにするのか、あるいはクラブ内におけるトラブルの解決についてはどうするのか、大きく8つの内容がございましたけれども、そうした意見については、地域展開を受け入れていくための各クラブが行うべきことは何なのかという、真摯にそれを考え、それに向かっていただいている証拠だと思っております。今後、部活動検討委員会で検討を進めてまいります。

現在は、両町民を対象とした説明会を終え、明日12月12日になりますが、中学生の新入生説明会において6年生児童と保護者への説明を行ってまいります。その中でも触れてまいります。1月中旬から2月末までの間に体験会を開き、そして入部希望、決定という流れになってまいります。来年の3月末までには各種目のクラブが書類を整え、4月上旬の総会後に羽島郡地域クラブがスタートすることになる、そういう予定で進めてまいります。

最後に、羽島郡地域クラブの運営についてでございますが、事務局を置き、クラブの運営、予算・会計処理、保険への加入、指導者に向けた研修、登録、派遣、管理、各部におけるトラ

ブル等の相談、羽島郡地域クラブの広報活動等の業務を行ってまいります。そのために、仮称ですけれども、地域クラブ専門員が必要となってまいりますので、令和8年度の新規事業としてまたお願いをしたいということを考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） 町長、教育長、御答弁ありがとうございました。

まず、人口減少対策について再質問をさせていただきます。

これまでの5年間の取組では一定の効果があり、人口減少をある程度食い止めているということで、これまでの5年間の評価はそこそこと言っているのかなというふうに取りました。しかし、既に目標の2万2,000人は下回っているというのも現実であります。残り5年間もこの数値を目標にしていくわけなんです、積極的に人口増加ということを図っていくことがやっぱり目標到達には結びつくことだと考えますので、積極的な人口増加の施策等々を考えていくべきではないかなというふうに思っております。

そこで、先ほども申し上げましたが、人口の増減については4つのカテゴリーといいますか、があって、その中で一番重要なのは社会増をいかにするかというところだと思います。

そこで私が思うには、近隣の都市に住んで勤めていらっしゃる人が笠松に移住し定住されること、それから大学等や就職等で笠松にもともといた人、外へ出ていっている人を呼び戻すことが必要な戦略なんじゃないかなというふうに思います。

そこで名古屋市も含めて近隣の都市といいますか、市町といいますか、というところへもっと移住のPRを進めていくことがまず1つ大事なのではないか。移住PRの推進。それからもう一つは、松枝地区のほうの特に南のほうに土地がございますが、そことか、それからまた円城寺厩舎跡地の活用ということで、先ほどもちょっとありましたけど、企業等の誘致等々も含めて、何かそこをうまく活用して人を呼び込むことができないかということ。

それからもう一つ、空き家を何とかして、これの対処とそれに関わる活用をうまくしていけば、人をうまく呼んで移住・定住ができるのではないかとことを思いますので、その辺りの3点について力点を置いて、今後5年間、さらにはもう少し先まで含めて見通しを持って進めていくといいのではないかなと思うのですが、その辺りについて町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 御質問ありがとうございます。

大きく3つの点について、それぞれ私の個人的な思いも含めて申し上げたいと思います。

まず、名古屋市も含む近隣市町への移住PRについてであります、当町は名鉄で使えば名

古屋まで23分、また道路においても名古屋圏まで1時間足らずで行くという非常に立地の恵まれた点にあります。そして、以前に不動産屋さんからちょっと聞いた話ですけど、名古屋とか一宮に比べ、この笠松辺り、岐阜市近郊も含めてなんですけど、非常に地価が安いということで普通のサラリーマン世帯でも十分一戸建てが建てられる、まだ不動産価格だというお話も聞きました。

何よりもこれから結構名古屋というのは発展していきます。ニュース等でもお聞きかもしれませんが、名古屋駅や、あるいは栄に高級ホテルが続々とオープンする中、名古屋に注目を浴びている。ただ一方で、ちょっと住むには高過ぎるというそういったこと、また巨大市場として名古屋を見た場合、この名古屋圏を生かさないとはいえないというふうには私自身も思っています。

そのためには、まずこの笠松町の魅力、あるいは利便性というのを十分皆さんに知っていただくかなきゃいけない。特に若い世代ですね、今10代、20代はもちろんのこと、これから結婚し住宅を構える、そういった方々にもどうアプローチをしていくかというのが重要な課題ですが、従来のように例えば新聞とか広報とか、そういったことはなかなか今の若い人に響かないので、まずはSNS等を使ったそういったものをうまく活用しながら笠松のことをまず知ってもらって、実際に、先ほど番議員の質問にもお答えさせていただきましたが、足を運んでもらって体験してもらって、そういったことが大事ではないかと思っておりますので、また来年度以降も引き続きそういった取組には力を入れていきたいと思っております。

そして、松枝南部や円城寺厩舎の跡地についての企業誘致はどうだという話なんですけど、確かに企業誘致は税収を上げる、また雇用の場をつくるという意味では非常に魅力的でありますし、これが総じて人口減少に歯止めをかけるということは私も十分認識しているわけですが、ただし、今お示しになった松枝南部や厩舎の跡地というのは、ほとんど市街化調整区域ということで開発が制限されているわけでありまして。この課題をどうクリアしていくかというのについては、これからも関係部局や、あるいは県とも相談しながら調査・研究を進めてまいりたいと思っておりますが、併せて企業誘致以外のアイデア等も考えて積極的に活用方法を見いだしていきたいと思っております。

そして、3つ目は空き家対策ですね、空き家の対処と活用についてでありますけど、空き家対策については昨年度から積極的に取り組んで、民間の方々の協力も得ながら空き家相談会も開催したところ、何件か除却やあるいは売却によって、住宅やあるいは駐車場というふうには活用される実績が出てきています。

今後は町の空き家対策ではなく積極的に進めていく、具体的には空き家が発生するのを未然に防ぐために、例えば持ち主の方が亡くなったり、あるいは施設に入られる前に御家族で、うちのお父さん、お母さんが住んでいるこの家をどうするのかということをお話で話し合っても

らう、そういった機会をつくっていただけるような啓発活動にも力を入れていきたいと思っておりますし、なかなか行政だけでは手の届かないところは商工会とか住宅会社、不動産業者さんたちとも連携しながら、官民一体となった取組で願わくば笠松モデルのような形をつくっていただけるかなというふうに考えていますので、またそちらのほうも来年度に向けて、うちの役場の体制も含め、取り組んでいく方針ではあります。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） 詳しい御答弁ありがとうございました。

今、町長さんがおっしゃられたいろいろな点について、今度の見直した新しいといいますが、ちょっと改定をする第6次総合計画のほうにいろいろな文言として盛り込んでいくことはなかなか難しいかも分かりませんが、その根底のところにある構えとして、今おっしゃられた3点のところについて、重点的にというか、また力を入れていただいて取り組んでいただければありがたいかなというふうに思っております。ありがとうございます。

先ほどちょっとありましたが、交流人口を増やす、交流人口を増やして笠松のよさをアピールして、行く行くはそれがここに住んでもらえる、また住みたいなという意識を高めてもらえるということに結びつくというお話がありましたが、いかにもそのとおりでと思いますので、またその点についてもいかに人を呼べるか、後にもまた詰めていただいてやっていただければありがたいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、もう一つ、後半に質問いたしました小・中学校教育の現状について再質問をいたしたいと思います。

まず、1点目の学力学習状況調査の結果等についての御答弁がありましたが、こちらについては学力の定着度が高まり、その結果、特に中学校数学ではというようなお話がありました。学力が向上しているというような結果が出ているというお話を聞いて安心をいたしました。日頃教育委員会の方、先生方、それから各学校の職員の方の日々の努力に本当に敬意を表したいと思っております。

学力の向上というところにいいますと、やっぱり日々の授業が一番大事というふうに私は捉えています。今教員の働き方改革の中で、勤務の時間をできるだけ減らせという言い方じゃないですね、時間内で収めなさいというようなことで管理職の方と指導してみえると思いますけど、そういう中で、先ほど教材研究が大事だというような話がありましたが、それも含めて授業改善への取組というところ辺りも効率的にうまくなされているものなのではないでしょうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 御質問ありがとうございました。

働き方改革という、そもそもその働き方改革の目的は、子どものためになるかどうかというところが一番大きなところだと思っています。伊神議員さんのおっしゃるとおり、私もその授業というのは、教員にとっては一番大事なものだというふうに捉えをしています。

働き方改革であって、どこを働き方改革をしていくか、短くしていくか。私どもが教員をやっていた頃は本当にバラエティーというか、あれもこれもというような形でいろんなことをやってきましたが、例えば掲示物にしてもそうだし、通信ですね、印刷する業務一つにしても、今は例えばSNSじゃないけれども、メールを使って配信をして周知徹底を図るとか、そういったところでの効率化を図って時間を生み、そして授業についてはOJTを中心としながら、特に小学校でいうとベテランと若い先生がペアで学年を組んで、そしてお互いに相談をしながら、あるいは学びながら進めていったり、あるいは中学校でいうとメンターというんですかね、メンター、メンティーというんですけど、関係で、やっぱり憧れる先輩に近づこうというようなところでそういったことを学んだりとか、あるいは本当に日常の会話の中で授業のことが話題になってくる、そうした場を大事にしている、そういった同僚性を大事にしながら集団をつくっているというのが、どの学校でも行われていることというところですよ。

それで、働き方改革と同僚性ということなんですけれども、もう一つ、授業研究として全校研というのがどの学校でも行われておりますし、昨日は下羽栗小学校で公表会が行われておりました。その公表会は、羽島郡の全ての先生がそちらの学校へ訪問をして授業を参観し、そしてきちっと意見を述べる研究会を行っております。私もあまり小学校の宣伝をするわけじゃありませんけれども、面白い結果がございまして、先ほど課題と上げました話合いのよさを感じている子どもたちが若干少ないというところが課題を上げましたが、実はこの下羽栗小学校だけはその数値が高いんですよ。一般的には大体ちょっと低いんですけど、下羽栗小学校だけ高くて、どうして高いのかなといろいろ分析してみたときに、少人数による協同学習という話合い学習を中心としながら、その話合いの中で一つのものでつくり上げていくという学習が展開をされていて、だから子どもたちはそれをやっぱり面白いと思っている。そういった公表会に先生方が臨むことでやっぱり刺激を受けて、自分の授業、今までの先生がこう言って子どもたちが書くとか勉強するとか、そういうことではなくて、画一的な授業じゃなくて、昨日御覧いただいたように昔の授業とは全く違っているスタイルで授業をやっています。そういった学びがあったりとかしているわけです。だから、そういったところで授業改善のほうを無理なく進めているつもりです。

それから、教材研究に関わっては、これは私はなくてはならないものだと思っていて、ここで言っているのか分かんないですけど、教員にはやっぱり自己研さんというのが必要であって、教材研究が仕事というふうに捉えてしまうとちょっと寂しいなと私は思っているんですね。例えば自分の専門なんですよ、だから休みの日を使って美術館へ行く、博物館へ行く、読書す

る、物を作る、スポーツ観戦する、いろんなところで自分の専門分野というのを授業とはちょっと離れた世界、大きな世界で物を見て、大きな視野、深い視野を持つことが自分の教科の専門性をかなり深めることになってくるんじゃないかな。教科の専門性というのはプロだと思うんですね。プロというのは、プロ意識を持つには、それが仕事だからとかで仕事という言葉で終えたくない。何か自分の好きでというか、ほれ込むというか、言葉は悪いですけど趣味じゃないけど、そんなところに先生方の方向というか、向いてもらうことが教材研究が深まっていくことかなというふうには私は捉えています。よろしいですか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） ありがとうございます。

以前、私も教育関係の仕事をしておりましたので、今おっしゃられていたことはよく分かるところでございます。

では次に、新しいタブレットのことで質問をします。

10月からの導入にもかかわらず、今新しいタブレットも随分活用されて、もう既にいろいろな多くの実践事例も上がってきているというふうにお伺いしました。順調な滑り出しだというふうに思っております。

昨日も下羽栗小学校の授業をほぼ見させてもらいましたが、今までの授業観というか、授業とは大きく変わってきている。もう音楽の授業にもタブレットを使ってということで、音楽にタブレット、なかなかこれまでは結びつかなかったんですが、そこを使って、さらに最後の意見を集約するようなことで、それで打ち込んで先生がそれを見て、どういうふうに子どもたちが思っているかをつかんで、はい、じゃあ発表してくださいみたいな形でやってみました。大いに浸透している、教員の中にも大いに浸透しているという姿がうかがえました。

そこで以前にやった、今も続いているとは思いますが、プログラミング教育とかということがいつかごとに出てきて、さらにこれからは先ほどの答弁にありましたAIというようなものが出てきて、どんどんどんどんそういう科学技術が進歩していく中で、子どもたちはそれをどちらかというを使いこなせるような、しっかりと、そちらに振り回されるんじゃなく、自らが使いこなせる人を育てていかなければならないと私は思っておりますけど、その辺りでいろいろ情報機器を積極的に活用する一方、リテラシーといいますか、モラルといいますか、そこから辺りの教育というのも併せてきちっと進められているのかというのがちょっと心配されるんですけど、その辺りについてはいかがでしょうか、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） リテラシーというと光と影といいますかね、2つの側面があるかなというふうに思うんですけども、光の部分はどんどんどんどんやりましょと進めていけばい

いんですが、影の部分が一番やっぱり情報の理解というか解釈、認識、その辺りが非常に大事な部分になってくるな、使いこなす上で大事なところだなというふうには思っています。

AIに関していいますと、AIだと本当にすばらしい回答が出てくるんですが、ある面批判的に読むといえますか、全てを全て信じてしまっただけというか、フェイクニュースも世の中にあるわけですので、やはりその辺の情報の的確な判断といえますか、そういったところを批判的に読むという力はやっぱりつけていかなきゃならないと思いますし、ちょっと国語の中でもそういったところを改めて学習をしているところがございます。

また、今、子どもたちに渡ったタブレットについては制限なく使えたりとか夜更かしをしてみたりすると、これはまた体調不良にも影響を及ぼしますので、1つお願いしていることは、各家庭で約束をつくってくださいというようなことをお願いしておりますし、もう一つ、ジャムフペアレントというのがあって、そこで約束したことを保護者のスマホで、自分のスマホをお子さんが持っているタブレットを何時から何時までは使えますよとか、インターネットの接続は何時から何時までしかできませんよとか、そういった設定ができるように今準備をしているところです。それも周知を図っているところですけど、本当は無理やりといえますか、強制的にそんなことはしたくないんだけど、自分の判断でやっぱり正しいのか間違っているのか、どうするといいいのかという、そういった子を育てたいというふうに思っていますが、それぞれの発達段階がありますので、そういったものも使いながら子どもたちが健全に育っていくような、そういった配慮をしております。また、情報モラルについて県のほうでもいっぱいデータといえますか、情報がございまして、その都度その都度やっていかないと駄目だなということを痛感しています。犯罪といえますか、そういったものに巻き込まれる可能性も大いにあるので、繰り返し繰り返し子どもたちにはするところなるよ、可能性があるよということをしちっと浸透させていきたいなと、そんなことを思っております。以上です。

[1番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

積極的なICT機器を活用という部分もありますが、その陰の部分という辺りのところも十分に日頃の学校教育の中で進めて、これの部分に対する教育をきちっと進めていただけることを期待しております。よろしく申し上げます。

3つ目の部活動地域移行の問題ですが、こちらもう順調に進められていて組織も出来上がり、さらに新しい段階へ踏み出そうというところまでということでお聞きしました。

今後組織が出来上がって、いよいよクラブという形でどんどん進んでいくわけなんですけど、例えば今の地域クラブの種目が何種目かと今ありますけど、それがさらに先ほどの答弁の中にもありましたが、今は子どもたちがやっている競技とかというようなことが多岐にわたってきて

いるので、さらにそれがクラブの種目が増えていく、拡張といいますかね、いろんな要求というか、需要に応えられるように広げていくこと。または、さらに中学校の部活動の延長ですから、さらにその下のスポーツ少年団とのうまく関わってとかという辺りも含めて、何か今後どのような、来年度からスタートをしてある程度はやっていくんですけど、さらにその後どのような方向を目指していらっしゃるのかということがもしあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 具体的にこうするという事は言えません。言えませんが、こうなるといいなど、あるいはこんなふうにしていけるといいなどというのは、狙いの段階なんですけれども、それはやっぱりあります。

私は、一人の人間、一人の人が一生ずうっと何か1つ自分の柱といいますかね、好きなことというか、そうしたものを持って人生を歩んでいけるということが非常に大事なことやと思うし、それが一つの生きがいとして持ってもらうことが大事だなというふうに思っています。

子どもたちが学校生活が終わった、それでうちへ帰る、うちへ帰ったら何にもすることがないでゲームばかりやっておる、それは望みません。だからうちへ帰ったら、僕は、私はこれが好きだからこれをやりたい、それがもしかしたら地域クラブのクラブ活動かもしれないし、お稽古事かもしれないし、あるいは自分の生活周りの趣味の部分かもしれないけれども、そうしたものに没頭できる何か、それが一つの自分の柱になってくるのかなというふうに思うので、そういう時間を使えるような子どもになってほしいなというふうに思っています。

差し当たりスタートするのは中学校の部活動の地域移行展開からスタートします。ただ、種目に対しては、ない種目もあるので、今後子どもたち、あるいは地域のニーズに合わせて事務局を設置しますので、そこに申し出ていただきながら審査をしながら一応設置の方向に向かえたらいいなというふうに思っています。

あと、子ども、スポ少という話もありましたけれど、願わくば、例えば野球なら野球というふうで小学校、中学校となっている、その種目で縦でつながられるというか、そんなような地域クラブになるというか、できるとすばらしいんだろうなということを思っています。ちょっとそれにはかなり時間がかかると思うんですけども、そんな方向になるといいなことではあります。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

こちらは長い年月がかかるかも分かりません。教育長の理想の形といいますか、そういう方向へ進んでいくことを願っております。

一番最初の人口減少対策、そして今の小・中学校教育について質問させていただきましたが、

番議員さんの質問の答弁の中にもありましたが、競馬のまち笠松を目指してというようなどころを重点にと御答弁ありましたが、それもそこをアピールしながら進めていくことはいいことだと、そして来ていただける人が増えるということは町の活性化にもつながりますのでいいことだと思いますが、私がさっきも言いましたけど、もう一つある、やっぱり教育という辺りも重点を置いておっていただきたいので、メインは競馬のまちかも分かりませんが、それこそ福祉やとか、いろんなところで笠松の魅力をうまく出していただいて、やっぱり人口が増えていくこと、減少しないこと、さらにはそれが教育の活性化にもつながる。あまり子どもたちが減ってしまいますとやっぱり学校もうまく運営ができていけないと思いますので相まっていうか、やっていっていただけることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

3番 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従ひまして質問をいたします。

笠松町公共施設等総合管理計画にあります学校施設に関連し、1. 学校教育系施設の更新、統廃合、長寿化について、2. 小・中学校の再編、適正規模・適正配置について、3. 笠松町公共施設等総合管理計画マネジメントについて、以上3点質問いたします。

鉄筋コンクリート造りの耐用年数が約60年と言われている中で、笠松小学校が昭和35年、松枝小学校が昭和40年、下羽栗小学校が昭和37年、笠松中学校が昭和38年の建築ということで、本町の公立学校全て築60年を経過しております。

これまでも大規模な改修工事を実施し、学校施設の長寿命化へとなされておりますが、学校施設が老朽化する現在、一昨年より笠松小学校南舎の雨水による漏水において、天井や内装資材の落下、破損、教室への大きなダメージがありました。

老朽化によるトラブルは、今後校舎屋上だけではなく、外壁や水道管にまで広がるなど多様化することが考えられます。子どもたちの安全確保、指定避難所でもある学校施設と考えますと、スピード感を持って対応する必要があると思います。

1点目の質問です。

平成29年3月、公共施設等の建設時期や耐震、改修などの現状から課題を整理し、安全で快

適な施設を長きにわたって確保するよう、地域の需要に対応した施設の有効活用と良質なストック形成のための総合的な公共施設等管理の基本方針を目的とし、策定された笠松町公共施設等総合管理計画における学校教育系施設の今後の方針には、計画的な保全策を検討し、公共建築物の長寿命化を図りますとありますが、学校教育系施設の更新、統廃合、長寿化について、現状を踏まえ、現時点での古田町長の見解をお聞かせください。

続きまして、本町各地域の公立小学校において、令和7年5月1日現在の児童数は、笠松小学校218名、松枝小学校531名、下羽栗小学校274名と児童数に格差があり、全体的には少子化が進んでいると言えます。

2015年6月の通常国会で、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校、いわゆる小中一貫校の設置を可能とする改正学校教育法が成立しました。また、2016年4月1日にも改正学校教育法が施行され、小中一貫教育が制度化され全国的に広がっています。義務教育学校では9年間という長期的な教育が可能となり、子ども一人一人の能力を把握しやすくなることで、一人一人に応じた教育やサポートが可能になると聞き及んでいます。

少子化に伴う児童・生徒の減少は、教育の現場や教育の環境に影響を及ぼしていることが考えられます。少子化に伴い児童・生徒の数は減少し、町内各地域にある3小学校の児童数の格差も進む状況下において、児童・生徒の公平な教育環境を考慮しますと、小中一貫という教育環境の整備や効果、小・中学校の再編、適正規模及び配置について、まずは検討を進めるべき時期に来ているのではないかと考えます。

2点目の質問です。

本町における小・中学校の再編、適正規模・適正配置について、古田町長の見解をお聞かせください。

続きまして、現在本町のみならず、我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。厳しい財政状況が続く中で、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応しつつ、早急に公共施設等の状況を把握し、中長期的な視点を持ち、更新、統廃合、長寿化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・標準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、笠松町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを着実に推進することが重要であります。

笠松町公共施設等総合管理計画をマネジメントし、着実に推進するためには、全庁を横断する本町の施設全体を把握し、検討できる組織または部署が必要だと考えます。

例えば2点目の質問で、小・中学校の再編、適正規模・適正配置についてと、財政負担を軽減・標準化するとともに公共施設等の最適な配置において、教育的な観点と公共施設をマネジメントする観点を一緒に考えることには、時間をかけ、たくさんの議論が必要です。公共施設の総量や配置の的確化を考えマネジメントする部署と、その公共施設を所管する部署とが円滑

に連携し、施設の最適化につなげるべきだと考えます。

3点目の質問です。

笠松町公共施設等総合管理計画をマネジメントし、着実に推進するためには、全庁を横断する本町の施設全体を把握し、検討できる組織または部署の設置が必要だと考えますが、古田町長の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 竹中議員さんの御質問、まず学校教育系の施設の更新、統廃合、長寿化についてお答え申し上げます。

当町の学校教育系施設である小・中学校の校舎は、古いもので昭和35年、1960年に建設の笠松小学校をはじめ、増築部分を除き全ての学校が建設から50年以上が経過し、老朽化が進行しております。

その中でも、現在、笠松小学校の南舎屋上防水工事を行うことにより校舎の長寿命化を図っており、学校施設を適切に維持できるよう長期的な対応方針を定めた令和3年3月に策定いたしました笠松町学校施設の長寿命化計画に基づき、引き続き学校施設の長寿命化を進めるとともに、今年度は今後5年間の具体的整備計画の見直しも行っているところであります。

また、学校施設の更新、統廃合については、地域の人口動向や今後の学童数を踏まえて検討する必要があります。少子化が進む中で、学校の統廃合や施設の有効利用を進めることも一つの重要な方針ですが、その際には地域住民や保護者の皆さんと意見交換を行い、理解と協力を得ながら進めていきたいと考えております。

さらに、更新・長寿化を進めるためには、予算や財源の確保が必要不可欠です。国や県からの補助金を最大限に活用し、町の財政状況も見極めながら、過去の一般質問でも取り上げられましたプレハブ工法など、選択肢も含め柔軟に検討していくことが重要だと考えております。これは、迅速かつ効率的に施設の維持管理を行い、将来的な整備においても持続可能な方法を採用するためでもあります。今後も学校施設の安全性を最優先に計画的な保全改修を進めつつ、地域のニーズに応じた施設の統廃合や有効活用を検討し、持続可能な公共施設の運営を目指してまいりたいと考えています。

続きまして、小・中学校の再編、適正規模・適正配置についてのお尋ねであります。少子化が進行する中、町内の小学校の児童数に格差が生じていることは十分認識しております。このような状況において、教育の質を確保し、地域ごとの特色を生かした学校運営を進めることが重要であると考えております。

小中一貫教育に関しましては、義務教育学校の設置が可能になったことにより、9年間にわ

たる一貫した教育を提供できるという大きな利点があります。この教育形態は子ども一人一人の能力をより把握しやすく個別に対応した教育が可能となり、教育の質を向上させるとともに長期的な視野での学びが提供されることが期待されます。しかし、現時点において、当町の現場の教職員や保護者から、義務教育学校を求める声がほとんど聞かれていないのが現状であります。それを踏まえ、地域ごとの特色を生かした学校運営を進めることが非常に重要であると考えます。小規模な学校でも、その地域特有の資源や文化、歴史を反映させた教育を行うことで、地域に根差した学校づくりを実現できると確信しております。具体的には、地域資源を活用した学びや地域貢献型の学校運営を推進し、地域とのつながりを一層深めていきたいと考えています。

また、小・中学校の再編や適正規模については、少子化の進行に伴い避けて通れない課題であると認識しています。しかし、再編を進める際には単に効率性を追求するだけでなく、地域の特性を反映させた特色ある学校運営を重視し、学校間の格差をなくすために柔軟な対応が求められると思います。今後も町内の学校が地域に根差した魅力的な学びの場であり続けるためにも、町として最善の努力を尽くしてまいります。

続きまして、笠松町公共施設等総合管理計画マネジメントについての部署設置等についてのお尋ねであります。本町における公共施設は昭和40年代に整備された施設が多く、老朽化した公共施設が増加しており、今後改修、更新費用がかさみ、財政への圧迫や行政サービスにも影響を及ぼすことが懸念されています。また、少子高齢化、人口減少など、社会環境の変化に伴い公共施設の利用ニーズも変化しており、総合的な視点で必要な公共施設などの優先順位をつけ、限られた財源を効果的かつ有効的に活用することが必要となってまいります。

このような現状を踏まえ、平成29年3月に笠松町公共施設等総合管理計画を策定し、計画の方針やニーズに基づき、平成30年4月には給食センター、平成4年2月にはこども館を新設、今年度には南体育館の解体を行うとともに、改修が必要となった場合はその都度迅速に対応し、利用者の利便性、安全性を図りながら公共施設の適正管理に取り組んでまいりました。

この公共施設の更新、統廃合、長寿命化は避けて通れない問題であり、現在長期的視点を持って計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、財政部門を所管する企画DX課で所掌事務を進めて行っており、引き続き企画DX課を中心に事業を進めていく予定をしています。

今後公共施設の適正管理だけでなく、ほかの事業、例えば空き家対策、円城寺厩舎跡地活用、公有地売却などと連携をすることにより、町の将来を見据えた効率的な事業を進め、相乗効果が得られるためには全庁横断的なマネジメントが求められると思いますので、その組織体制については検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 御答弁ありがとうございました。

2回目の質問に移らせていただきますが、更新、統廃合、長寿化についての質問で、今後の学校施設において、地域のニーズに応じた統廃合や有効活用を検討し、計画的な保全改修を進めると御答弁をいただきました。その計画的な保全改修のために、現状、各学校施設の劣化状況や利用状況の調査・分析など町として何かをされているのであれば、それをちょっとお示しいただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） 各学校においては3年に1度ずつ法定点検を実施しておりますので、その状況については常に把握している状況であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

3年に1回の法定の点検というところで現状を把握しているということでもよろしいですかね。ただ、先ほども質問の中にありました笠松小学校の南舎の雨漏りによる漏水、これは本当に今3回目の改修工事になっております。1回目、2回目に対して3年に1回の法定点検だけで十分であったのかどうかも、今後また検討はしていただいて進めていただければなというふうには思います。

続きまして、小・中学校の再編、適正規模・適正配置の質問の御答弁についてですが、私としても、小中一貫校や義務教育学校ありきの再編を望むわけではありませんが、少子化は進んでまいりますし、学校施設の老朽化は止まらないところではございます。児童・生徒には、教育環境の整備や充実したよりよい環境の学校生活を送ってほしいですし、また現在の町財政、やっぱり中長期的な財政状況を考えた上でも、小・中学校の再編や適正規模については、やっぱり常に検討するべき課題の一つとして取り組んでいただきたいなど、これは要望をさせていただきたいと思います。

続きまして、全庁横断する組織または部署の設置の質問についてですが、全庁横断的なマネジメントが求められますので、その組織体制について検討しますとの御答弁をいただきました。

現状、古田町長さんが考えてみえる組織の検討体制のイメージ、例えばその全庁横断的な組織がマネジメントの中心となって情報の共有やその管理を一元化するのか、そういうことを行い、また他の事業、空き家対策や円城寺厩舎の跡地活用等々とも連携するなどの、その概略等がございましたら教えていただきたいです。

もう一点、またその組織をいつ頃立ち上げられるのかも考えてみえればお示ししたいです。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 御質問ありがとうございます。

この全庁的な、今役所というのは御承知のようにどうしても各課ごとに、あるいは部署ごとに縦割りがありますが、この公共施設というか、老朽化対策というのは非常に多岐にわたっています。学校関係ですと教育文化でありますし、公共施設ですと総務課であり、そして今その適正計画と企画のほうでということ、正直なかなかそれぞれが一生懸命頑張っていて課題があっても横でつながりがない、あるいはしっかりとした現場レベルの司令塔がないというのが、少なからずやっぱり私自身も感じていますので、もちろんどういう組織にするかというのは、これから副町長を中心に、人の問題もありますので考えていきますが、全体がそうやって情報共有しながら、あるいは一つの方向性を持ってできるように効率的かつスピード感を持ってできる組織体制と、併せてまたいろんな課題等もその中で共有して、その対策についても個々がやるんじゃなく、うまく相乗効果が出せるような、そういったものを目指すために、ただ、それが1年で、いや2年で結果が出るかどうか分かりませんが、まずは全員が、今議員の御指摘のように重要な問題であり、将来的にも絶対的に取り組まなければならない課題であると認識していますので、方向性と目標を共有する、そのための組織体制というのは来年度考えていきたいとは考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

今、古田町長さんが言われたことが本当にもっともなことで、これから進めていくべき、その設置する組織が必要であるというふうに私も思いますので、先ほど申し上げましたように、ただマネジメントとあって、その施設を造る計画とそこを所管する組織、使うところですね、ここにしっかりとやっぱり話し合いが持てるような、今の言われたその組織をしっかりと築いていただくことがやっぱり大事でもありますし、またその施設を利用する町民の皆さん、まずその町民の皆さんの御意見、お話をお聞かせ願いたいということは、組織とともにその町民の皆さんのお話を聞く、参画できる機会を行っていただければなと思いますので、私としても全庁横断的な組織に大きく大きく期待をさせていただきます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時半まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

8番 川島議員。

○8番（川島功土君） こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は大きなテーマとして、子育て支援と情報共有についての2点について質問させていただきます。

まずは、児童福祉法改正についての質問であります。

令和7年10月1日施行の改正児童福祉法により、保育所等の職員が児童虐待を発見した場合の通報が、市町村への通報義務が指定されました。その背景には、保育所等における不適切事案の増加を受け、児童養護施設同様の通知が義務化されました。通報義務の対象者は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所などの職員が施設内で職員による虐待を発見した場合の通報が義務化されております。通報先としては、児童相談所、福祉事務所に加え、市町村も通報先とされております。通報を受けた市町村は、事実確認と児童の安全を確認し、必要な措置を講ずることとなります。

このような状態になってはいけないのですが、発生したときには迅速な対応で子どもの安全の確保と先を見通した対応が必要だと考えておりますが、笠松町ではどのような対応を考えておられますか。保育園、幼稚園等に対してどのような指導を考えておられますか、お答えください。

次に、情報共有について質問をいたします。

今年の令和7年10月15日水曜日の15時過ぎ頃であります。私が地元田代の町道を歩いていたときです。反対側から壁伝いに歩いてこられた高齢の男性が急に転倒してしまい、自分で起き上がることもできない状態でありました。近くに寄り立てますかと聞いても、ほとんどしゃべることもできないような形で首を横に振るばかりでした。そのままにしておくこともできませんので、倒れたところから前にあったおうちの中の人にも出てこられました。対応に困り、伊藤住民福祉部長に電話をすると、地域包括支援センターの方に連絡を取って両方から現場に来ていただきました。もちろん倒れた方の情報は何も分からない状況ですが、すぐに本人に確認し、免許証を確認し、救急車を呼んでの対応となり、その後のフォローもしていただいているというふうに感じております。

倒れた方は免許証の記載の住所ではなく、田代地内の賃貸住宅に住んでおられるようで、極度の脱水状態であったように見えました。詳しい生活状況は分かりませんが、各部署が持つ情報を共有することで、住民の皆さんの福祉向上につなげることはできないでしょうか。

笠松町に多くの空き家が存在します。地元田代中にも空き家があります。ここはガスメーターに加え電気メーターも取り外され、恐らく誰も住んでいない状況にあると思われれます。上水

道も停止されているように見えます。さらには、郵便受けには入り切れないほどの配達物があふれ返っています。取り出さなくても笠松町の経済対策のクーポン券の入った封筒や、福祉給付金の申請用紙が入った封筒等が見えるような状況でありました。

この件についても、上水道停止を行うには通知をし、確認後に停止時には現地に出向いてお話を聞いたり、その状況を確認しているというふうに思っておりますが、福祉部門などとともにそういう情報は共有されているとは聞いていますが、どうして相手がいなくてそういう通知がたくさん複数行ってしまうのでしょうか。このような情報共有についてはどのように考えておられるか、お尋ねします。

情報共有に関して、もう一つの質問です。

古い話ではありますが、平成22年第3回笠松町議会定例会一般質問において、業務の品質管理においてという項目で、現在役場に寄せられるクレーム内容にはどのような内容があるのか、クレーム内容の集積と処理内容の共有はどのように行われているのか、どんな職員が対応しても同じように処理できるようになっているのかどうかということを質問しております。

当時に比べると格段に共有システムは整っていると思われませんが、現時点ではどのようになっているのでしょうか。また、共有した内容を活用し、住民満足度向上につなげることをどのように考えられますか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんからの御質問、子育て支援についてお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の虐待などの通報に対する町の対応といたしましては、改正前の児童福祉法では、職員による虐待などの発見時の通報義務などの仕組みは、児童養護施設、障がい児施設などが規定されており、10月の法改正により、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園なども同様の仕組みが設けられたものであります。

保育所などの虐待事案などの通報を町が受けた場合、国が策定した虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインにより、県福祉事務所と連携し、虐待などの事実確認、調査などを行うことにより、今回の法改正後も改正前と同様でありますので、子どもの安全を最優先に考え、対応をしていきたいと考えております。

次に、虐待防止などの保育所などの指導につきましては、国の保育所保育指針や認定こども園教育・保育要領においても、虐待はあってはならず未然に防がなければならないとなっております。また、保育の現場においても、保育内容などの自己評価と実践の振り返りにより保育の質確保、向上が期待されておりますし、県が実施する指導監査においても保育の状況をはじ

めとする保育内容の確認がなされているところであります。

保育所などの虐待などの所管行政庁は県であるため、町独自で指導することは想定しておりませんが、町といたしましても、保育所、幼稚園などの連携を今まで以上に密にし、平時から相談しやすい環境をつくり、全ての子どもが自由に生き生きと育つことのできるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、情報共有についてのお尋ねでございます。

2点目の情報共有について答弁させていただく前に、今回の川島議員の迅速な対応により救護につながったことに感謝を申し上げます。

さて、各部門間で情報共有についてであります。取得した個人情報については、原則取得した情報はその利用目的の範囲内で使用でき、生命、身体または財産の保護、公衆衛生の向上、児童の健全育成推進などの利用において、本人の同意を得ることが困難な場合は利用目的の範囲を超えて利用することができるものであり、議員の言われる上水道の給水停止の情報共有は、福祉的な支援を実施している世帯の状況を把握するもので、原則行政事務における住所などの情報取得は住民基本台帳により行うこととなります。

議員御質問のような情報の取得は、近隣の町民の方、町内会長、民生委員、あるいは高齢者見守りネットワークの協力事業者様からの連絡、通報などにより早期に対応ができるものでもありますので、今後はさらに体制を強化していきたいと考えております。

続きまして、役場に寄せられるクレーム、意見などについては、窓口対応に関わるもの、ごみなど住民生活に関わるもの、行政手続に関わるものなどで多岐にわたり、窓口、電話、メールなどで様々な案件が寄せられています。寄せられたクレームなどについては、その内容と処理内容を記載する意見要望等処理簿を作成し、即座に担当部署及び関係部署と共有するとともに、特に注意すべき案件や全職員が意識すべき事項は、その都度デスクネットのインフォメーションで注意喚起を行い、幹部会議などの機会でも周知しています。さらに、過去の意見要望などとその対応についてはデスクネットの文書管理に保存し、全職員が随時確認する体制を整えています。また、来庁される方々からのどの窓口に行ったらいいか分かりにくい、書類が多くて手間がかかるといった声を受けて、住民に寄り添ったサービスの向上を目指し、全庁的なプロジェクトを立ち上げ、窓口の集約やオンライン申請など窓口改革にも取り組んでいます。

今後も引き続き住民から寄せられた意見、要望を職員間で共有し、住民の信頼を得られ、暮らしやすいまちにつながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 非常に前向きな答弁をありがとうございます。

少し分からないこともりますので再質問で順番にやっていきたいと思いますけれども、最初の児童福祉法の改正についてはよく分かりました。もともと対象のというか、そういう規定があったものに幼稚園、保育園というのが付け加えただけで、そういう体制は既にあったというふうに理解をしております。

それで、例えば笠松町内において、児童保護施設であるとか障がい者施設というのは具体的にあったのでしょうか、現在までに。実際にそういう通報というのは過去にあったのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えいたします。

児童福祉施設があったかどうかというのは、対象の施設ということでよろしいですかね。これは、先ほど町長のほうから答弁しましたような保育所とか認定こども園がございます。それで現に通報のほう、その虐待を疑われる事案というのは数件発生しております。よろしかったですか。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

詳しいことをここで言えということはいえないと思いますので、さっき児童養護施設と言われたんですけど、障がい児施設という件についてはどうなんだろうということと、それとその通報があったという事件は、大きな問題にならずに片がついたという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） 大変失礼しました。

障がい者の施設については当町のほうでございますけれども、障がい者のほうはこういう事例というのは報告のほうをされておりません。

あと数件あった事実確認をいたしましたところ、事実が確認できなかったということで、こういう問題とか、そういう事例にはなっておりません。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

取りあえず大きな問題になっていないということで、大変よかったなというふうに思うわけですが、もう一つ、例えば放課後児童クラブであったり、学校、最近この間の一般質問でも質問したように、いろんな事例が起きております。そういうところというのは通報に関して町側に何か受けるような義務というか、ところがあるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） 放課後児童健全育成事業ということで、町のほうに通告のほうはあると思っております。

お子さんのほうは児童の虐待防止ということで、そういうところの関係機関と連携しまして、そういう事案があれば町のほうにも連絡が入る体制になっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ということは、今のところ通報はなかったというふうに思っております。ありがとうございます。

例えば、その延長線上という形なんですけれども、家庭で虐待があったという場合ですと、例えば全国統一の共通番号の「189」に連絡するとか、いろんな方法があると思うんですけれども、笠松町というか市町村にも通報をする場所を求められて、こども家庭センターなど、そういう家庭支援拠点に地域の相談窓口として届けるということになっているんですけれども、そういうものというのは笠松町は具体的にどこにあって、どういうふうに周知されておられますか。過去にそういった事例というのはあったのでしょうか、なかったのでしょうかということが1点です。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） 当町における子どもの窓口なんですけれども、福祉健康センター内にこども家庭センターのほうを設置しておりますので、そちらのほうに受けることになります。それで、あと周知のほうですね、ホームページのほうに載っております。

事例といたしましては、子どもの例えば養育のほうがちょっとうまくいっていないとか、そういうような事例はございますので、その辺はフォローしながら努めておるところでございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

私も1件ちょっと相談したいことがありますので、ここ以外のところできちんとお話したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、先ほど担当部長には通告したんですけれども、高齢者の場合で、施設の場合の虐待があった場合というのはどのようになっているか、ちょっと教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

高齢者につきましては、高齢者の虐待防止法というものがございまして、通告のほうはその市町村にさせていただくというような体制になっております。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

市町村にそういう通報というのは過去にあったのでしょうか、なかったのでしょうか。大きな問題になったのでしょうか、なっていないのでしょうか、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） 直近の例で申し上げますと、施設のほうからそういうような疑われる事案のほうがございました。それは、また町と県のほうと合同で事実確認とかいたしまして、問題にはならなかったという認識でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

最近そういう高齢者施設の殺人であったり、大きな事故になったりということが非常にありますので、ぜひともこれからもよろしくお願ひしますということと、こうして例えば虐待に限らず、こういうことをきちんと町がやっているんだよということ、受け手として町はちゃんと受け止めることができるということを周知していただくことによって安心して暮らせるまちというのがアピールできると思いますので、今後とも一層努力をしていただくようお願いいたします。

次に、情報共有についてということでお話をさせていただきます。

個人情報保護法というのが2022年の4月に改正されまして、国のほうのやつが。各市町で決まっていたやつが全部国の統一した法律で統一されたということになっておりますが、笠松町において何かそれに関するような条例というのは制定してあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

2022年、令和5年4月に改正されました個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、今まで笠松町の個人情報保護条例というものを笠松町で規定をしておりましたが、それを廃止いたしまして、現在では笠松町個人情報保護法施行条例というものを制定しているところでございます。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

国の法律にのっって、そのまま規定がしてあるということだというふうに理解をしておりますけれども、いろいろ今回のことで情報共有ということで調べていく中で、この個人情報保護法の中で、各自治体において法律には補完的条例制定権というのが認められていて、もちろん国の法律を超えるようなことはできないにしても、役場というか、庁舎内の業務がより一層しやすいように、共有できるような条例を独自につくることができるというふうになっているんですね。それを実際につくっておられる自治体もあるようでして、もちろん大きい自治体が割に多いんですけど、そういうことにやることによって例えば条例制定におけるどんなことがあるかということ、例えば役所の効率化ということで、例えば介護認定を取ろうと思うと税情報が必要であったり何だったりということがもう同時にできる、自動的に行えるように条例化でもう決めてしまっている。それを取ること自体は問題ないことなので、そういうふうにもういろんなそういう横づけをすることによって、町の職員が負担なく情報共有が、これは取っ払いのかどうなのかということを考えなくても、条例にのっってやればそういう余分な気を遣わなくても業務に移していけるというような効率的なことが考えられると思います。

例えば、この間もちろっと書かない窓口というのをこれから検討していくというような話があったんですけども、そういったことで、そういう書かない窓口の中で、例えばいろんなところの情報を必要とする場合に、構わないというところにチェックを入れてもらうことによって、もうあっちやこっちに回らなくても自動的にそれが済んでしまうという形に、もちろんこれはDXの一番最たるところだと思うんですけども、そういったことを条例化とともに、その正当性をきちんと明文化することによって、住民の福祉向上、それから利便性の向上、それから職員の働き方改革にもつながっていくと思うんですが、こういうことというのはこれから研究していくという考え方はありませんか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

今川島議員さんが言われましたように、令和5年の改正によりまして、今までいろんな国の機関、民間事業者とか公共団体、別々の条例とか法律に基づいて運用してきたものが、その法律によりまして共通的なことになったということで、それ以降笠松町につきましては、その法律の規定に基づきまして個人情報の利用とか運用とかをしておりました。

今、川島議員さん言われますように、もちろん住民のサービスの向上とか、職員の事務効率になるためにその条例を制定するということが、どういう手法で、どのような内容でやるというのは、今後勉強というか調査・研究はさせていただきたいと思いますが、そういう気持ちでおります。

あと、先ほど言いましたタブレット等でチェックをするということに関しましては、今後もちろんそれは本人同意ということになりますので、個人情報の利用もより共有しやすくなる

と思いますので、その点も含めて調査・研究をさせていただきたいと思っております。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひとも前向きに検討していただいて、住民の福祉向上、それから利便性の向上、職員の働き方改革につなげていってもらいたいなというふうに思います。

それで、一番のちょっと最たるところをいうと、どうしても行政というのは申請主義になります。そういうことじゃなしに情報共有することによってプッシュ型の通知ができるように、例えばLINEの今セグメント配信というのができるようになりました。そういう中で、もし囲い込みができるようであるようなシステムがつかれるのであれば、そういう方に、あなたはこういうのが使えますよというような情報共有の中で、そういうのも一緒にやれるようになると。もっと住民の福祉の向上というのにつながっていくし、役場はちゃんと教えてくれたなどすごく喜んでいただけるようになるんじゃないかなということになります。

わしらあんなもの分からへんがやと、こういう話にならずに、やっぱり申請主義じゃなしに、こういうのがありますよというのをぜひとも今後とも考えていただきたいということをお願いしておきます。よろしくお願ひします。

そして最後に、昔の一般質問の話なんですけれども、随分いろんなことがDX化というか、横のつながりができたことによっていろんなことができる、昔の紙ベースに比べると随分進んだなというふうに思いますし、できやすくなったというふうに思っておりますし、それをやらなければ何のためのつなげているかというのが分からないですから、いいことなんだと思いますけれども、例えば特に注意すべき案件みたいなのは共有していますという話があったんですけど、具体的にどれくらいの量で、話して構わない程度でいいので、どんなようなことで共有がされているのでしょうか。どれくらいの量そういうのがあって、どれくらいのほぼ全員の職員にそれは共有されていることなのでしょうか、その辺についてお伺ひします。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

職員間のグループウェアであります文書管理のほうに保存をして、誰でも見られるような状態にさせていただいておりますのが、令和6年ですと13件、令和5年ですと8件、令和4年2件、令和3年、24件というような内容でございます。内容につきましては、ほとんどがふれあい意見箱とかでいろんな要望とかがございましたことに関して、もちろん個人情報とかを除いた部分についての公表をさせていただいているとか、共有をさせていただいている部分であります。

主な内容につきましては、例えば施設の利用時間のことについてとか、イベントマップにつ

いてとか、あと堤防の草の状況とか多岐にわたるものがございます。あと、その中でもやはり住民の窓口での職員の対応とかでのクレームというか、嫌な思いをさせてしまったというようなことでの問合せにつきましては、またそのグループウェアでありますインフォメーションというので、もう職員にその場ですぐ閲覧ができるような形で、そこは総務部長名で職員各位ということで周知をさせていただいております。大体年に1件ほどぐらいはそういう案件はありますし、あと幹部会議が月1度、2役を含めた幹部会がありますので、そういう席でも情報共有をさせていただいているというような内容でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

随分年によって差があるなと何か実感したんですけれども、そういうふうに共有していただいているというのは大変ありがたいなと思います。

でも、逆にそういうボックスとかファイルとか、そういうところに入れていただいて共有しているんだけど、それを誰が見たかというログというのは残っているのでしょうか。見たか見ないか分かんないけど入れているだけということになっているのか、その辺のところというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

実際、誰が確認したかというのは分かりません。あと確かにその全ての方、全職員が見ているかどうかというのも、見ていない可能性もありますので、もう一度職員にはこういうところ、この場所にこういう情報を共有する内容について投稿というか掲載をしているので、確認をするようには周知をしていきたいというふうには思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

幾ら例えば掲示板に貼り出しても、誰も見ていなければ何の意味もないということになってしまいますので、ログをつけるようになると、それはそれでまた別の意味で職員の方に非常に負担になるかなとは思いますが、ぜひとも共有をする、情報の共有というのが一番大事なことだというふうに思っております。

先ほども窓口でのいろんなトラブルがあるというふうな話がありましたけれども、窓口のトラブルがあったおかげで、別にそんなつもりでは住民の方は来ていらっしゃらないのに、そういう対応だったおかげでカスタマーハラスメントをしてしまったような場合ということにもつながってしまう可能性があります。そうするとあの人はカスハラやと、こういうことになってし

まっではいけないので、そういうふうなものをつくらないという観点からいっても、その住民の方を不安に陥れるというか、そういうふうでもない方をそういうふうにしてしまうということがあってはならないことだというふうに思っていますので、ぜひとも情報の共有を徹底してやっていただいて、つなげていっていただきたいというふうに思うんですが、町長、最後に一言どうですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

私、常日頃職員には言っているのは、やはり困り事を抱えている人、相談事を抱えている人に対しては、まずしっかりとその人に聞いて、もちろんできるできないがありますが、まずはそうやって寄り添う気持ちが大事で、できる限り臨機応変に対応してあげなきゃいけない。そのときに何か、言葉は悪いですが上から目線とかしゃくし定規なことを言えば、かえってその人たちの感情がやっぱり揺らいでしまったり、それが結果的にいろいろなトラブルにつながるので、まず納得していただけるための努力は惜しんではいけないということを、幹部会等でも副町長も含め幹部職員にはしっかりとっておりますので、また引き続き行政、特に窓口はサービス業であるという認識を職員にも徹底させるべく取り組んでいきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そういう、言い方は悪いですけど、クレームというか御意見というのは宝物だと思います。ここを直したらもっとよくなるよということを皆さんが言ってくださっているということだと思っておりますし、例えば大企業が商品まで出して御意見をいただくというのは、そういう品質管理の基本だというふうに思っていますので、ぜひともこれからもそういうふうに取り組んでいっていただきたいとお願いをして、私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

4番 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、松枝地域の農地の集約・集積について質問をさせていただきます。

5年ごとに実施をされております農林業センサスの速報値が最近発表されました。それによりますと、基幹的農業従事者は2020年より25.1%減となり、減少率は過去最大となりました。

今回の調査結果によりますと、70歳代は1割超、それから80歳代は3割程度、そして60歳代は前回より4割超減少し、特に大きく落ち込みました。これは、肥料や農機具の値上がりに加

え、猛暑で作業が厳しくなり、農業を続けることを断念する高齢者が増えたことによるものと思われま

す。2025年は令和の米騒動と言われるように、米価が高騰し備蓄米を放出しましたが、大きく米価は下がらず、現在も高止まりの状態が続いております。一方、令和7年度産の米の買取り価格、つまりJAや民間集荷業者の買取り価格は60キロ当たり3万6,000円とさらに高騰しているのが現状であります。しかし、今回は農家は加速度的に減少し、田んぼは大量に放置されるようになり、残った農家、つまり担い手だけでは引き受けることができず、供給力の低下が一気に進む可能性が心配をされております。

国においては、農地中間管理事業の推進に関する法律が令和2年4月に改定をされ、農業振興地域に限定されていた事業実施地域が市街化区域以外、つまり笠松町では市街化調整区域まで対象区域が拡大をされました。

一方、県の区域マスタープランでは、人口減少、少子高齢化など社会的課題への対応として、市街化調整区域においては新たな宅地開発を抑制し、市街化の拡大は原則行わないとなっております。また、農業経営基盤促進法の改正によって、市町村においては、市街化区域を除き、地域農業の将来の在り方の計画である地域計画を令和7年3月までに策定することとなり、策定に当たっては、町、農業者、担い手、農業委員会、JA及び農地管理機構などが連携、協議をして令和7年3月に作成されたところであります。

令和7年度から、農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を経由して行うこととなり、地域計画が策定されていることから担い手の方々が効率的かつ安定的に農業経営ができるよう、計画区域内農地の集約・集積に関わる協議を進める必要があります。

笠松町では、市街化調整区域でも既存住宅等建物が点在する状況であり、かつ農地転用の申請件数が多い特徴があります。市街化調整区域の課題である遊休農地の発生防止策として、担い手への集約・集積を関係者及び関係機関の連携を密にし、地元の皆様と共に力を合わせて着実に進める必要があります。

そして、次の世代に着実に引き継いでいくための地域計画に関する協議の場が、第1回目は2025年1月27日に開催され、2025年3月に笠松町において地域計画が策定されたところであります。第2回は2025年11月4日、先月に開催され、そのとき初めて笠松町農地マッチング支援事業が提案をされました。

そこで、笠松町農地マッチング支援事業の内容と、会議で提案されたときの反応や応募状況等についてお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの御質問、松枝地区の農地集約・集積に関連して、笠松町農地マッチング支援事業の内容についてお答え申し上げます。

笠松町農地マッチング支援事業を導入した経緯であります。昨年度、地域農業経営基盤強化促進計画の策定時に行いましたアンケート調査において、高齢化や後継者不足により農地を貸したい、売りたい等の意見が多く寄せられており、このまま何も対策を講じなければ遊休農地が年々増加していくことが想定されます。こうしたことから町農業委員会の事業として、農地を貸したい、売りたいと考えている方とその農地を利用し、耕作地を広げたいと考えている方をつなげる農地マッチング支援事業を令和7年10月から開始されました。

事業の流れといたしましては、農地を貸したい貸手が農業委員会へ農地の登録申請を行い、それを受けた農業委員会が審査を行った後に台帳に登録し、町のホームページにて周知を行います。耕作地を広げたい借手がこの台帳の農地情報を確認し、耕作を希望した場合には農業委員会へ借受希望申請書を提出していただきます。その後、貸手、借手で条件を協議していただき、話がまとまれば農地法上の手続を進めていくことになります。農地を登録されましても面積や周辺農地の耕作状況などから、すぐに借手が見つかる農地ばかりではありません。登録された農地の管理に関しましては、町や農業委員会が管理を行うのではなく、マッチングが成立するまでは農地の所有者が草刈りなどの管理を行う必要があります。

続きまして、会議での反応や応募状況についてであります。農地マッチング支援事業の説明会は11月4日に松枝交流センターで開催され、この説明会には、北及、門間地域の農業委員会や農事改良組合長のほか、アンケート調査において農地を貸したいと回答した農地所有者のうち9名の方、合計25名の方が参加されました。

この説明会で出た意見といたしましては、面積の小さい農地でも借手が見つかるのか、担い手の数が少ないのではないかなどの意見が寄せられましたが、説明会終了後には会場に用意しておいた申請書を多くの方が持ち帰られるなど、前向きに検討いただけたものと考えております。

また、農業委員会では毎年農地の利用状況調査を実施されており、遊休農地と判断された農地の所有者への耕作の意向調査を11月に行っておられます。今回はこの案内通知の中に農地マッチング支援事業のチラシや申請書を同封し、発送も行われました。

11月末における登録申請の応募状況ですが、12名の方から21筆、9,470平方メートルの登録申請をいただいております。12月4日の農業委員会で審査が行われたところであります。

今後の事務の進め方ではありますが、少しでも遊休農地が解消し農地の集約が進むよう、担い手への情報提供や農協から耕作見込みのある方への声かけを予定しております。

また、この事業が軌道に乗るには、多くの方に制度を知っていただくことがとても大切でありますので、農事改良組合長会議での制度説明や、この制度の対象となり得る方として、雑草

が繁茂するなど管理がなされていない農地所有者へ適切な管理をお願いする際のチラシに同封するなど、様々な機会を捉え、幅広くPRを行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 御答弁ありがとうございました。

今の答弁の中で2点ほど確認をしたいんですが、まず1点目は11月4日の会議、松枝の交流センターで19時から行われたんですが、そのときの農地所有者の出席者は9名ということでございましたが、そのほかの人というのは主催者の側の方が16名ということでよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） 私のほうから、11月4日に開催されました会議の出席者の内訳ですけれども、農地所有者が9名ということと、あと残りですけれども、門間地区、北及地区の農業委員の方が7名、あと北及、門間地区の農事改良組合長の方が9名ということで、合わせて16名の参加がほかにごございました。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） もう一回ですけれども、農地所有者が9名ということは、そのマッチングを希望される方が9名という理解でよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えします。

9名の方は貸したいという、そういった農地所有者の方というふうに認識のほうをしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） すみません、先ほど間違えました。

もう一点ですが、マッチングの応募が12名、21筆で9,470平米ということですが、この中、単純に割ってしまうと5畝以下になってしまうんですが、1反以上のところの所有者というのは、所有者ってその田んぼの大きさの1反以上の、何筆ぐらいあったんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えさせていただきます。

1反以上のそういった農地所有者の今回のマッチングのほうではございませんでした。最大で、田んぼで950平米ということになっております。

参考までに500平米以上、5畝以上のこういった希望された方につきましては、田んぼのほうで6筆、畑のほうで3筆ということで約半数以上が5畝以上という、そういった数値のほうになっております。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 担い手さんに任せるには非常に小さな、どうしようもないと言ったら失礼ですけども、本当に困っておられる方のマッチングを希望しておられるということで、ちょっとそれがマッチングの対象の面積として小さいかということそうではなくて、そういう小さい田んぼが隣り合わせにおれば、あぜを取れば1反になるということですので、進めていただくのはいいかなというふうに思っております。

次の質問をさせていただきます。

先ほど言いましたように、次世代へ農地を着実に引き継いでいくために地域計画が策定をされたところでありますが、市街化の意見が私は出たというふうに聞いておりますが、その引き継いでいくための地域計画に関する協議の場で、市街化調整区域を市街化にしてほしいという意見は出なかったのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えさせていただきます。

そちらの会議のほうで、市街化区域への編入のお話のほうは確かに出ました。ですけども、今回の農地に関しましての地域計画というのは、ちょっとまた市街化区域への組み込みとはまた別のものを、遊休農地の解消という部分がメインにございますので、そちらのお話のほうで議論をするということではございませんでした。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 内容的にはちょっとそぐわなかったかと思うんですけども、実は今そういう方が非常に多い、もうほとんど市街化にはできないということを言っているんですけども、なおかつ市街化してほしいと。知られていない方が非常に多いということで、なおかつ担い手さんに任せようという気のある人でもそういうことが言われるということですね。

実は去年のときに質問したんですけども、市街化にする条件としまして、1971年ですね、昭和47年に1回締め切られて、松枝地区の簡単に言えば半分は市街化になったと。最後に、それに加えるために平成7年に2回目が締め切られたんですけど、そのときにも意見が統合できなくて、統一できなくて、結局今のままに落ち着いたという状況ですので、そういう説明が出たときにはほぼ99.9%できないよと、町のほうも正直言ったらやる気がないとできないんですけども、我々もそうやって聞かれたら、もう99%できないとはっきり言っていたほう

がいいと思うんです。そうしないと、いつまでも市街化調整区域を市街化にしてほしいという方が出てきますので、断るところをしっかりと断って、もうできない、0.1%ぐらい可能性は実はあるんですけども、そんなの現実問題としてあり得ないというふうに考えていただかないとこういう事業というのは進んでいかないというふうに思いますので、そういう意見が出たらしっかりと御指導いただくと、99%できないよということ、だからこれは代々農地を子どもに引き継いでいかなければいけないよということを自覚してもらわないと、こういうマッチング事業というのは進んでいかないというふうに思いますので、その点はよろしく願いしたいと思います。

それから、今この実際のマッチングについてですが、この事業を進めていきますと結局歯抜け状態で、マッチングが担い手さんと農地の所有者の方と進んでいくということになりますが、そこら辺りはどのように考えておられるか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本マッチング事業を進めていくと、やっぱり歯抜けのところが出てくるところもあるかと思えます。ですけども、この事業、こちらの事業の本旨のほうは遊休農地の発生防止、解消を目的としています。高齢などにより耕作ができなくなってしまった、そういった事案のほうを少しでも解消するというのが目的でございますので、こちらのほうを進めさせていただきまして、遊休農地の解消、そういったところに少しでもつなげてもらえればというふうに考えておるところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 実情としては成果を上げたほうが良いということで、現実問題としては歯抜けになるということはやむを得ないかなと思うんですが、実際この地域計画というのは、例えばこの大きな地域を貸そう、例えば道路から道路までを貸そうと、1枚にできないので、例えば3つぐらいに切って担い手さんに効率的に事業が進めていただくようにということなんですが、今のお話でいくと、先ほど聞いたんですが、5畝ぐらいの小さな、こうあるわけね、それが担い手さんに、結局効率が悪いものですから、本来として受け手としては望ましい形ではない。だから、その先行してやってその横を広げていくというところにはいいかなと、先行、歯抜けになってもしょうがないかなというふうに理解をしております。

それでは、次の質問に移ります。

それでは、町の指導についてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

市街化というより強力な指導が必要だと先ほど言いましたが、もうできるものはできる、できないものはできないということをしつかり言っていたきたいということでございます。

それからアンケートの不十分なところ、アンケート調査を取るんですけども、先ほど言ったようにまだ申請が非常に少ない。例えば12名、21筆ということですので、そういうアンケートの調査が不十分なところを訪問依頼して、それは役場とは言いません。農業委員とかでもいいんですけども、しっかりとフォローしておられるかどうか。全部の希望者が、正直私、地元なんですけれども、今後自前で土地を耕作していかれるとは思えないものですから、確認してほしいなど、確認をどのように取っておられるかということをちょっとお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えさせていただきます。

今回の案内を送った方につきましては、町内の所有者の方に、アンケートにお答えしていただいた町内の所有者の方には、こちらの制度の案内のほうをさせていただいておるところでございます。

町外の方につきましては、まだちょっと送っておりませんので、今後例えば農地等が雑草等で繁茂した場合に、そういった指導等の案内を送らせていただきますので、その際に併せてこの制度の周知のほうもしてまいりたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） そのように進めていただきたいなというふうに思います。

といいますのは、実は、私も今の調整地のほうに自分の田んぼを1つっておるんですけども、貸してもいいというふうに意思表示はしてあるんですが、そのフォローは何もないです。というのは、ほかのところはまとまらないから、一角としてまとまらないのかなというふうに勝手に理解をしておったんですけど、そのようにフォローがないので多分話がまとまっていかないというふうに思いますので、フォローを進めていただきたいなというふうに思います。

それからもう一点、町のほうとして、この事業が本当に調整地域が全部そういう形で進んで担い手さんに任せるとか、あるいは自分ですするというのをしっかり色分けできて、遊休農地が少なくなることを私は望んでおるんですけども、例えばそれが解消されても、私がずっと言っているんですけども、町としての草刈りが残ってしまう。本当に申し訳ないですけども、こちらの今調整地域については用排水の分離になっています。だから、道路の横にU字溝のような側溝が入っています。そこから農地に水を引いて、そこから排水の用水に入るという形を取りますので、草刈りとしては町は必ず残るんですね。道路の壁50センチとかそこら残って、その次に側溝がありますが、そこは担い手さんとか農地を持っている方がやられる。排水のところ、耕耘がやられるということですので、そこら辺のところを併せて要望しておきますので、それをもって終了いたします。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、2時40分まで休憩します。

休憩 午後 2 時25分

再開 午後 2 時40分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

7番 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、中学校の教科書改訂についての質問をさせていただきます。

2025年度は中学校の教科書改訂の年でした。学校のカリキュラムは全て学習指導要領を基に進められています。

学習指導要領とは文部科学省が定める教育課程の基準で、各教科の目標や教育内容を定めたものです。これによって全国どの学校でも一定の教育水準が保たれるようになっています。

学習指導要領は、社会の変化や要請に応じて、およそ10から12年に1度大きく改訂されます。教科書もそれに合わせて編集され、文部科学省による検定を受けて合格したものが学校現場に配付されます。

学習指導要領の刷新に伴うこのような教科書の改訂は、内容が大きく変わることから大改訂と呼ばれています。一方、学習指導要領の改訂を伴わず教科書だけを改訂する場合があります。これはおよそ4年に1度行われ、小改訂と呼ばれています。小改訂では、社会の変化によって内容が古くなったものを変更したり、新たに内容を補足したりします。中学校の教科書は2025年から小改訂を経たものが使用されています。

そこで、1つ目の質問ですが、本年度実施されている中学校の教科書改訂について、改訂の趣旨、主なポイント、全体的な変更の方向性について、教育委員会としてどのように認識しているのかをお聞かせください。

次に、2つ目の質問ですが、国語、数学、理科、社会、英語などにおける具体的な変更点、学習内容の増減、配列の見直し等についてお聞かせください。

3つ目の質問ですが、改訂内容を踏まえた教職員研修の実施内容、教員の負担や指導の質の確保に向けた対応についてお聞かせください。

4つ目の質問ですが、改訂教科書により生徒の学習負担が増減する点や授業時間とのバランスなど、教育委員会としての見解についてお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 尾関議員さんの御質問、中学校の教科書改訂についてお答えをいたし

ます。

初めに、今回の教科書改訂に当たり、羽島郡2町を含む岐阜地区では、岐阜地区教科書採択協議会の下で、3つの調査項目を基に研究委員が調査、評価した内容から協議、採択をしております。そして、今回採択をした全9教科及び特別の教科道徳、16の教科書のうち13の教科書が同一の教科書会社の改訂教科書の継続となりました。3教科の教科については、採択先が変更となりました。そのことをまずもって申し上げておきます。

それでは、1番目の御質問ですが、2025年、中学校の教科書改訂全体の方向性についてお答えをします。

採択協議会の調査であるとか教科書会社の趣意書、羽島郡二町教育委員会の分析等からお答えをいたします。全体的には5点上げさせていただきます。

1点目、1人1台のタブレット端末を文房具として活用できること、2点目、問題発見から過程において思考力、判断力、表現力を身につけられるようにすること、3点目、主体的・対話的で深い学びを促すこと、4点目、二次元コードの使用によりデジタル資料や発展問題につなげたり、学び方を確認したりすること、5点目、SDGsのような今日的な課題に関わる教材、あるいは表記の面ではユニバーサルデザインを意識されていること、そうしたところに配慮が見られるというところと認識をしております。

続いて、2番目の御質問、各教科の教科書の変更点についてお答えをいたします。

このことについては、現行の学習指導要領の継続となりますので、指導内容や指導事項には大きな変更はございませんが、教材の変更、配列など僅かではございますけれども、そうしたところがありましたので、非常に数多くございますので簡潔にお答えをさせていただこうというふうに思っております。

国語科の教科書では、例えば1年生の教科書でというところで、話すこと、聞くことの教材で、司会進行や発言の仕方がこれまでは文書による学びでございましたけれども、二次元コードによる動画を基に客観的に学べるようになっております。書くことの教材では書評を書く教材が1つ減っていたり、あるいは読むことの教材では物語や詩、随筆で新しい教材に変わっております。情報の内容では思考のレッスンの配列が後期に重点化に取り扱うなど、情報社会をSDGsと関わらせた内容が変わっているというところが特徴的なところでございます。

社会の教科書では学習内容の増減はございませんが、課題解決的な学習が進めやすいように、学びの入り口、1時間の学習の流れを見える化すること、学習のまとめが工夫されております。さらに、誰もが学びやすくするために表やグラフ等の配色でユニバーサルデザイン化が図られていること、また教科書の配列自体は大きく変更されておりませんが、例えば一つの資料の配置を変えることで子どもたちに分かりやすくなっているというのが特徴的なところでございます。

続いて、数学の教科書でございます。改訂の趣旨は、ICTを効果的に活用することで主体的・対話的で深い学びを実現することを目指し、算数から数学、高校数学への系統性を意識し、数学的な見方、考え方を働かせ、学習に取り組めることを重視しています。

大きく3点、改善点がございます。

1点目、個別最適な学習を支えるICTコンテンツが拡充されております。1,725という豊富なデジタルコンテンツがございます。2つ目、学びの系統性、接続の明確化がなされております。3点目、深い学びと協働的な学習の促進がされるよう配慮をされています。

このように個別最適な学びができることと仲間同士で学び合いができるなど、学び方を含む学力を身につけることができるような工夫や配慮が見られております。

続いて、理科の教科書です。探究のプロセスが見える化する、可視化すること、あるいはデジタルによる実感を補完すること、そうしたところに特徴が見られます。特に実験、観察のデジタル化が図られており、理科室では再現しにくいような現象や目に見えない微細な世界の理解を助けるためのデジタルが非常に多く使われております。また、教科書の大きさ、形状が縦長AB判から横長AB判に大きく変化をしており、このことで視線の、動線といいますね、移動を少なくし流れが分かりやすいレイアウトとなっています。

理科の教科書では、生徒の知的好奇心をくすぐる素材や導入の工夫、学ぶ意義や意味を身近な現象や課題、将来の仕事や地球環境問題と直結させる記述が特に強化されているというところが特徴的です。

最後に英語の教科書でございます。今回の改訂では、生徒が自ら学びたくなる教科書への転換、もっと英語を使おうとする姿を実現しようとする工夫が見られております。具体的にはアニメ教材の利用であるとか、カナダの生徒との国際交流体験であるとか、単語と文法を二次元コードによるゲーム感覚、あるいはクイズ感覚で学べるような、そんな工夫が見られています。

また、中学校1年生の教科書の配列においては、3ステージ10ユニットに精選されており、夏休みまでをゆとりを持って学習ができるよう配慮をされています。いわゆる小学校、中学校の接続のつまずきを少なくするための工夫がそこにあるということでございます。さらに教科書会社のウェブサイトにつなげることで、CBTや読み物、英語のお楽しみ問題などともつながれるように工夫されています。

5教科については、簡潔ですけれども、こんなような工夫が見られました。

続いて、3番目の御質問、改訂教科書に対するための教職員研修の実施状況と指導体制の整備状況についてお答えをいたします。

改訂された教科書及び学習指導要領に沿った指導体制の構築は大きく3点ございます。

1つ目は、校内研修です。各学校では授業研究を通じた校内研修で年間2から3回程度、岐阜教育事務所の教科担当指導主事による最新の指導を受けられる機会が位置づいております。

また、現行の学習指導要領に沿った授業展開がなされるように、デジタル教科書や指導書、補助教材や資料集を配備しております。教員用の指導書や副教材を整備することで、最新の教員用のワーク集やデジタルコンテンツ、音声や動画、データを著作権の心配なく使用することができるようになっております。

2つ目は、校外による研修会です。羽島郡では教科研究会を年2回実施し、自分の専門教科や特に力を注ぎたい教科の部会において、改訂教科書や学習指導要領について授業研究を通して学んでおります。また、教育委員会の学校訪問を通して全教員の授業を参観し、各指導主事から授業改善に向けた指導を行っております。その他にも、岐阜県総合教育センターの研修や県内の研修校への発表会への参加、各校年間2名程度の先進校への県外視察派遣等も行っております。

3点目は、国・県及び羽島郡二町、学校の連携研修でございます。毎年7月末には岐阜地区教育課程研究集会に職員の3分の1ずつが参加し、3年間で全ての教員が文部科学省の講習を受けた指導主事の指導を受けております。さらに、教育課程の担当では、教務主任委員会、羽島郡学力向上委員会、羽島郡ICT推進委員会などにおいても、羽島郡二町教育委員会と岐阜県教育委員会、校長会が連携し、授業の質的向上を図る機会を設けております。

最後に4番目、学習指導要領や授業時間との整合性、学習量の変化を把握することについてお答えをいたします。

学習指導要領の解説及び実践研究は、平成29年の公示から3年サイクルで3週にわたり行われておりますので、学習指導要領の授業内容や指導方法の適切な対応は徐々に浸透をしていきつつあると感じております。また、授業時数は、各教科でカリキュラムに沿った事業計画を立てて学校教育計画を作成しており、4月当初に羽島郡二町教育委員会及び岐阜教育事務所でその研修を行っております。また、年度末には必要な授業内容と授業時数の実績報告を受け、確認をしております。

今年度の計画は、どの学年も授業時数は5日から10日程度の余裕を持って計画し、インフルエンザの集団感染や非常変災による臨時休校などに対応できるようにしております。

また、教務主任委員会では、時数の確保とともに授業の質的担保が図られるよう授業改善プランの提案、検証を図り、学校ごとで特色を持った取組を支援しつつ、どの学校でも同様に力がつくよう授業が展開されるよう助言をしておるといところでございます。

一応簡潔に述べさせていただきましたが、以上で答弁を終わらせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） 丁寧な答弁をありがとうございました。

再質問のほうをさせていただくんですけれども、少しでも気になるところがあったところを

少し質問させていただくんですけれども、16の教科書のうち13が同じ教科書ということで、恐らく東京書籍ではないかなと思うんですけれども、ちょっと気になったのが数学が恐らくずっと大日本図書だったのが今回東京書籍になったということで、これはもし理由が分かれば教えていただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 教科書採択には文科省のほうで検定を受けて、合格をした教科書がその採択の基準といいますか、上がるんですけれども、今回大日本図書については教科書検定の中で不合格となっておりますので、4年前の教科書が上がってきたということで今年変更になっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

それでは、数点関連の再質問をさせていただくんですけれども、1つ目ですけれども、生徒や保護者の声を生かす仕組みや新しい教科書の使用後の影響評価についてどのように考えているのか。児童・生徒や保護者からのフィードバックの収集方法、学習理解度の把握、必要な支援の提供体制についてお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） まず生徒や保護者の声を生かす機会は、教科書採択の際に教科書展示会というのがございます。それぞれ教科書センターに今度新しく採択される教科書が並びますので、そこへ行って見ていただいて実際に意見を書いていただく。それを採択会議のほうに持ってきていただいて、そこでそれも踏まえた採択になっているという、そんなところが意見が通るといった場であるというふうに認識をしております。

それから、今年は採択替えがないので、じゃあどのように声を届けるかということなんですけれども、これは毎年7月の定例教育委員会のほうで、この教科書については、採択については要は継続するのか否かというところ、問題があるかどうかということ審議しておりますので、そこで問題がなければ継続という形になっています。特に今のところ、そういった声が上がっていることはございませんでした。

それから、フィードバックについては、教科書が学習の理解度とか、そういった視点での優劣の観点で評価をしていることはございませんので、ただ、子どもたちの様子を見て分かりやすい分かりにくいとか、理解を図る上で有効な図表やグラフの構成であるとか、その説明の仕方のよしあしであるとか、そうしたところについて研究調査委員、教科書調査や協議会採択の観点で共有できるように採択協議会のほうへフィードバックをしているというのが現状でございます。

[7番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。よく分かりました。

次ですが、デジタル教科書、ICT教材との連携とそのため環境整備はどのように進んでいるかということなんですけれども、端末ネットワーク環境、例えば紙教科書との使い分けについてをお聞かせいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 使い分けというのは明確にこういう場合というようなわけではなくて、教科書は教科書で、先ほどの伊神議員さんの答弁にもさせていただきましたけれども、いわゆるハイブリッドが私は大切だというふうに思っております。

ただ、今の教科書は二次元コードが非常に多く採用されておりますので、実際に教科書の文面からではなかなかイメージがしにくい、そうしたものについてはQRコードを使いながら、具体的な映像と文章で理解を促すとかいうようなところで、その場面ごとで使い、子どもの理解が進みやすいという方向を探りながら要は使えるとしているところでございます。

[7番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

先ほどの二次元コードなんですけれども、こちらというのは授業中に先生がそのコードを読んで、それを示したりすることはあるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 教員が示すこともありますし、子どもたちに、私はもうできるだけ自分で学びたいように調べなさいよというような、そういった授業もこれからやっぱり大事になってくるのかなと思うもので、子どもたちは自分たちの教科書のそういうQRコードがあるわけですね、タブレットで読み込むというような子ども自身の使い方、そして全体に提示するのは教員が提示するという、いずれにしても望ましい方向で使っていくのがいいというふうに思っております。

[7番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） そうですね、生徒がやはり二次元コードを自ら読み込んでやっていただくというのはすばらしい、そういうのが一番理想的だとは思いますが、なかなか実際読み込んでいるかというのがやっぱり、実際その辺のところは分からないかと思うんですけれども、例えば読み込むことによって何件読み込んだとか、そういったデータというのは残らないですね、多分残らないと思うんですけれども、一応お答えいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 教員の机間指導によっては、この子は読み込んでいるなどか、この子は読み込んでいないなどか、そういったところは把握しておりますけれども、ログが残ったりとか詳しく調べればアクセスなんかは分かると思うんですが、そこまで調べていることはございません。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

なかなかそうですね、あと子どもたちは読み込むというのが慣れていないのか、それは分からないんですけれども、そういうのがあったねというのはよくやっぱり聞きますので、あまり読み込んでないのかなあとこののをちょっと思ったりするんです。その辺のところは、やはり先生との指導でこういうのがすばらしく分かりやすいということを何か言っていただければいいんじゃないかなと思いますので、そのことをよろしくお願いいたします。

最後ですけれども、特別支援教室における配慮やユニバーサルデザイン化された教材の確保は十分かという中で、学習困難を抱える生徒への対応、個別最適な学びに向けた支援策についてお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 羽島郡では大きく2つですね、デイジーと呼ばれる教科書ですね、要は音を聞いてというようなところで理解を進めていくというのが、そういった教科書もございますし、あとは拡大教科書ということで文字を大きくして、あるいはルビを振ってという、それぞれの子どもの困り感に応じて、そういった教科書を使用できる申請をして、そして使っているというような現状です。

あと、ソフト面では、教科書とは少し違いますけれども、各学校に支援員さんを配置して、その支援員の下に子どもたちが学習を進めていくことと、先ほどドリルパークというのがございましたけれども、いわゆるLDといますか、そういった傾向のある子に対しては、恐らくどこで学習でつまづいているのか分からないと思うので、先生がその学習のつまづきを把握して、その子に、あなたはここからちょっとやってきたらどうというような形で個別の支援をしていく。そうしたドリルパークの活用の個々に応じた活用の仕方、そうしたことをしていこうと、そういうことを大事にしていこうということで今取組を始めたところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。よく分かりました。

今回、2021年度に新学習指導要領が実施されてから5年目の2025年度に改訂教科書が使用開

始ということで、今大体8か月ぐらいたって、町の教育方針とか地域の特色と改訂教科書の内容がどのように整合しているかというのを確認するために今回質問をさせていただきました。

本当に全て丁寧な御答弁ありがとうございました。これからも児童・生徒、先生のための対応等をよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後3時04分